

# 令和３年度政府予算等に関する 要 望 書

令和２年１１月  
秋 田 県





## << 目 次 >>

| 番号         | 要望事項                                  | 頁  |
|------------|---------------------------------------|----|
| <b>I</b>   | <b>地方創生の推進及び地方の財政基盤の充実・強化</b>         | 1  |
| 1          | 地方創生のための構造的改革の推進と支援充実について（拡充）         | 2  |
| 2          | 地方の財政基盤の充実・強化について（拡充）                 | 6  |
| 3          | 過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな過疎対策法の制定について    | 8  |
| 4          | ゴルフ場利用税の堅持について                        | 10 |
| 5          | 法人事業税の収入金額課税制度の堅持について                 | 12 |
| <b>II</b>  | <b>秋田の未来につながるふるさと定着回帰</b>             | 13 |
| 1          | 総合的な少子化対策への支援について                     | 14 |
| 2          | 女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革の推進について | 20 |
| 3          | 良好な市街地形成と安全・安心なまちづくりに資する都市施設の整備について   | 24 |
| 4          | 「秋田モデル」による持続可能な下水道事業への支援について          | 26 |
| <b>III</b> | <b>社会の変革へ果敢に挑む産業振興</b>                | 29 |
| 1          | 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進について     | 30 |
| 2          | 再生可能エネルギーの導入拡大を加速するための環境整備について        | 34 |
| 3          | 環日本海交流や地域の拠点となる秋田港等の整備促進について          | 38 |
| 4          | 中小企業・小規模事業者への経営支援の継続・拡充について           | 40 |
| <b>IV</b>  | <b>新時代を勝ち抜く攻めの農林水産業</b>               | 41 |
| 1          | 農業の競争力強化に向けた取組の着実な推進について              | 42 |
| 2          | スマート農業の推進について                         | 44 |
| 3          | 農地中間管理事業の着実な推進について（拡充）                | 46 |
| 4          | 新規就農者や農業法人等の確保・育成について                 | 48 |
| 5          | 需要に応じた米生産推進のための環境整備について（拡充）           | 50 |
| 6          | C S Fのまん延防止対策の徹底について                  | 52 |

## << 目 次 >>

| 番号                                 | 要望事項                                   | 頁   |
|------------------------------------|----------------------------------------|-----|
| 7                                  | 農業農村整備事業の予算確保等について                     | 54  |
| 8                                  | 水産基盤整備事業の予算確保について                      | 56  |
| 9                                  | 森林環境保全整備事業の予算確保について                    | 58  |
| 10                                 | 治山事業の推進について                            | 60  |
| 11                                 | 森林病虫害等防除対策の予算確保について                    | 62  |
| 12                                 | 「緑の人づくり」総合支援対策予算の確保について                | 64  |
| 13                                 | 新型コロナウイルス感染症による農林水産業への影響に対する対策について     | 66  |
| <b>V 秋田の魅力が際立つ 人・ものの交流拡大</b>       |                                        | 68  |
| 1                                  | 新型コロナウイルス感染症収束後の観光・文化振興に向けた支援の継続について   | 69  |
| 2                                  | あきた芸術劇場整備への支援について                      | 70  |
| 3                                  | 秋田新幹線トンネル整備（赤渕～田沢湖間）の促進について            | 72  |
| 4                                  | 奥羽・羽越両新幹線の整備促進について                     | 74  |
| 5                                  | 第77回冬季国体における新型コロナウイルス感染症対策への支援について（新規） | 76  |
| 6                                  | 県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進について            | 78  |
| <b>VI 誰もが元気で活躍できる健康長寿・地域共生社会</b>   |                                        | 83  |
| 1                                  | 医療機関、社会福祉施設等の経営の安定化について（新規）            | 84  |
| 2                                  | 高齢者施設の整備に対する助成について（新規）                 | 86  |
| 3                                  | 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の予算確保について             | 88  |
| <b>VII 県土の保全と防災力強化・国土強靱化</b>       |                                        | 91  |
| 1                                  | 防災・減災、国土強靱化対策の継続について                   | 92  |
| 2                                  | 社会資本の整備等に必要な公共事業予算の確保について              | 94  |
| 3                                  | 県民の生命・財産を守る治水砂防対策の推進について（拡充）           | 96  |
| <b>VIII ICTによる便利な暮らしの実現と地域の活性化</b> |                                        | 100 |
| 1                                  | デジタルトランスフォーメーションの加速化について（新規）           | 101 |

## I 地方創生の推進及び地方の財政基盤の充実・強化

---

## I-1 地方創生のための構造的改革の推進と支援充実について（拡充）

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部  
内閣府地方創生推進事務局  
総務省自治行政局、総合通信基盤局  
文部科学省高等教育局

---

### 【要望の内容】

新型コロナウイルス感染症の拡大により、大都市部における人口集中の負の側面が浮き彫りとなり、若い世代を中心に地方への関心が高まってきている。このような動きを捉えつつ、東京一極集中を是正し、真に地方創生を実現するため、国の責任において産業の再配置や高速通信基盤の整備など、地方への人材の定着・還流を図るための抜本的な対策を講じること。

また、人口減少下においても地域の活力を維持するため、県と市町村あるいは市町村相互が連携して行政サービスを維持する取組等に対して支援充実を図ること。

#### 《地方創生推進交付金の活用》

- (1) 若者の県内定着や移住・定住の促進、「関係人口」の創出・拡大など、地方の実情に応じた地方創生の取組を加速するため、地方創生推進交付金を継続するとともに、予算を十分に確保すること。

また、同交付金の趣旨に沿った事業については、対象経費の制約等について見直しを行うなど、自由度の高い制度とすること。

#### 《地方への人の流れの拡大》

- 新**(2) リモートワークやワーケーションなど、新しい働き方の急速な普及を地方への人の流れの拡大に着実に結び付けていくため、地方が独自に行う移住・定住の促進や関係人口の拡大に向けた取組に対する財政支援措置を講じること。

#### 《移住支援金の対象等要件の緩和等》

- (3) 東京圏からの地方移住及び地方の担い手確保を促進するため、地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）に係る「移住支援金」について、法人要件や支給対象者の居住・通勤要件の更なる緩和を図るとともに、東京圏等における制度周知の充実を図ること。

《アフターコロナの担い手となる人材を輩出する地方大学への支援の充実強化》

- 新 (4) 地方大学が、地域の中核的存在として将来にわたり安定的な運営を確保し、それぞれの特色を発揮しながら、アフターコロナ時代の担い手となる若者の地方定着や地域産業を支える多様な人材の育成を図るため、地方大学の運営に係る財政支援の充実を図ること。

《地方への産業再配置》

- (5) 都市圏から地方への産業再配置を促進するため、次の措置を講じること。
- ① 地方独自の企業立地に対する補助制度への財政支援措置を講じること。  
なお、支援制度等の創設に際しては、地理的条件や気候的条件など地域の実情に応じた支援内容となるよう特段の配慮を行うこと。
  - ② 物流の活性化や産業競争力の強化を図るため、地方が行う物流施設（港湾、空港）の使用料の減免に対する財政支援措置を講じるとともに、事業者の利用に係る高速道路料金の割引制度を創設すること。

《高速通信基盤の整備》

- 新 (6) Society5.0時代の地方創生の更なる推進に向け、5Gをはじめとした高速通信基盤を「基幹的な公共インフラ」と位置づけ、都市と地方で等しく整備が進むよう、必要な支援等を行うこと。

《地域の活力を維持するための自治体間連携の取組の支援》

- (7) 人口減少社会においても、行政サービスの水準を維持し、様々な地域課題に対応するため、県と市町村あるいは市町村相互の協働・連携の促進に向け、地方の意見を十分に踏まえながら、取組を促進するために必要な制度の拡充・創設や財政支援を行うこと。

## 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 地方創生推進交付金は、地方創生の取組を深化させるために極めて有効な制度であり、地域再生計画に基づく継続的な施策展開を図ることができるよう、安定的に予算が確保されることが必要です。  
また、同交付金については、販促活動及び各種PR等の交付対象事業に係る地方公共団体職員旅費や、移住やインターンシップを促進するための個別企業への給付事業が対象外であるなどの制約があることから、地方の実情に応じて活用しやすい制度にする必要があります。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、首都圏等において、リモートワークやワーケーションなどの新しい働き方が急速に普及しており、今後、これに伴い、地方への人の流れが加速し、移住・定住の促進につながることが期待されます。

当県では、この状況を好機と捉え、首都圏企業等約4,000社を対象とする意向調査を実施するなど、人材誘致という新たな視点を取り入れた移住促進策などを進めており、こうした取組を集中的に展開するための財政支援が必要です。

- (3) 本制度については、対象となる法人・移住者に係る要件が厳しいため、令和元年度の支給実績が3世帯にとどまっている状況です。

令和元年12月に法人要件や支給対象者の居住・通勤要件などの一部改正が行われましたが、地域経済牽引の中核となる誘致企業が事実上排除されているなど、なお不十分な内容であり、要件の更なる見直しが必要です。

また、移住支援金の利用拡大に向けた制度周知について、各道府県の取組に加え、国においても東京圏のハローワークや移住相談窓口等での転職希望者や移住潜在層への情報発信の強化が必要です。

- (4) 近年、当県内の大学においては、国の交付金の活用による、国立大学と公立大学の共同によるシステム指向のエンジニアや、起業家精神にあふれるグローバル人材、スマート農業人材の育成に向けた取組が実施・計画されています。

地方大学が、アフターコロナの担い手となる多様な人材を育成・輩出していくためには、国公私立を問わず、大学経営の基盤となる財源についても国がしっかりと支援しながら、地方創生に向けた取組を力強く後押ししていく必要があります。

- (5) 東京一極集中という長年にわたり形成されてきた強固な社会構造を地方のみで打破することは極めて困難であり、国の責任において解決すべき課題です。

当県では、輸送機産業など成長分野への新たな事業展開や、地域経済を牽引する中核企業の育成などに取り組んでいますが、東京一極集中の是正を図るためには、国において地方への産業再配置を促進するための更なる政策を打ち出し、地域産業の活性化と雇用の拡大を図る必要があります。

- (6) 5Gや光ファイバ網をはじめとした高速通信基盤の整備については、収益性の高い都市部で先行し、地方は後回しになることが懸念されます。

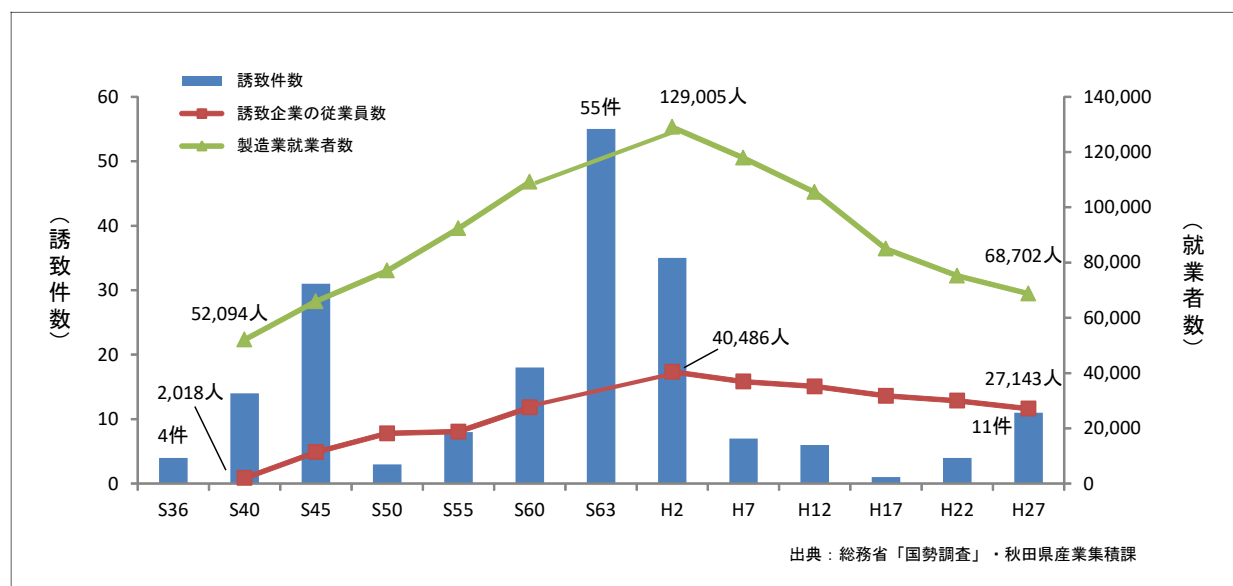
今後、社会生活全般へ様々なデジタル技術を取り入れ、地域の活性化を加速し、真の地方創生に向けたSociety5.0実現への取組を推進するためには、高速通信基盤を「基幹的な公共インフラ」と位置づけ、国の責任において都市と地方の格差が生じないように、整備を促進する必要があります。

- (7) 全国最速のペースで人口減少が進むとされる当県において、今後とも市町村が行政サービスの水準を維持し、地域課題に対応していくためには、県と市町村あるいは市町村同士が連携して取り組むことが必要であり、自治体間の多様な連携体制を構築することが喫緊の課題となっています。

当県では、「人口減少社会に対応する行政運営のあり方に関する研究会」や市町村間連携に関する「地域連携研究会」等において共通する課題について検討を行い、その具体化を図っていますが、こうした取組を一層推進していくためには、協働・連携に関する制度の拡充・創設、地方財政措置が必要です。

## 【参考資料】

### 製造業の誘致件数と就業者数



(県担当課室名 あきた未来創造部あきた未来戦略課、高等教育支援室、移住・定住促進課、企画振興部市町村課、情報企画課、産業労働部産業集積課)

---

## I-2 地方の財政基盤の充実・強化について（拡充）

内閣官房  
内閣府地方創生推進事務局  
総務省大臣官房、自治財政局  
財務省大臣官房、主計局  
厚生労働省医政局、健康局、医薬・生活衛生局

---

### 【要望の内容】

- (1) 令和3年度の地方財政計画の策定に当たっては、地方公共団体における恒常的な財源不足を解消し、持続的かつ安定的な財政運営が可能となるよう一般財源総額を確保すること。
- (2) 地方交付税については、「地方固有の財源」であり、総額の確保はもとより、地方交付税制度の本来のあり方を十分に踏まえた機能の維持・充実を行うこと。  
また、今年度から新たに計上された「地域社会再生事業費」を恒久化するとともに、条件不利地域に重点を置いた現在の算定方法を維持すること。
- (3) 会計年度任用職員制度の導入に伴い生ずる財政需要の更なる増加が見込まれることから、制度運用に必要となる所要額について地方財政措置を確実に講じること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の拡大・長期化は地方にとって甚大な影響を及ぼすことから、地方公共団体が持続可能な財政運営を行えるよう十分な財源保障をすること。  
また、地方税収は大幅な減収となるおそれがあることから、地方消費税など減収補填債の対象外となっている税目についても、その対象とすること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症に伴い創設された交付金について、各地域の実情に応じて実効性のある対策が講じられるよう、基金への積立て要件の弾力化や事業期間及び基金廃止期限の延長、繰越手続の簡素化、実施計画の柔軟な変更を認めること。
- 新 (6) 令和3年度以降においても、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間は、「新型コロナウイルス緊急包括支援交付金」や「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」など地方公共団体が必要となる財源について措置すること。



## 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 地方公共団体が責任と自主性をもって地方創生や人口減少対策を始め、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災・減災事業など、地方の実情に応じた様々な行政サービスを着実に推進していくためには、地方交付税を始め、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実が必要です。
- (2) 当県を始め人口規模の小さな県や面積が広大な道県においては、地方交付税や税収の減等により一般財源が減少し続け、施策・事業の推進に大きく影響しております。このような地方の声を受けて、国において、地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用し、地方財政計画に地域社会の維持・再生に取り組むための新たな歳出項目として「地域社会再生事業費」が計上されたところです。
- (3) 今年度から導入された会計年度任用職員制度については、次年度以降には期末手当の在職期間別支給割合の増加等に伴い、財政需要の更なる増加が見込まれており、各地方公共団体の実情を踏まえ、所要額全額について、地方財政措置が確実に講じられる必要があります。
- (4) この度の新型コロナウイルス感染症は、大規模自然災害と同様の甚大な影響を地方に及ぼしており、感染の拡大・長期化により安定的な財政運営に支障をきたすおそれがあることから、十分な財源保障が必要です。  
また、地方税収は大幅な減収となるおそれがあることから、減収補填債の対象外となっている地方消費税についても対象税目にするなど、財政措置を行う必要があります。
- (5) 感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図ることを目的とした「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」が増額されましたが、より地方の実情に応じた柔軟な対策が講じられるよう基金への積立て要件の弾力化や事業期間及び基金廃止期限の延長、繰越手続の簡素化、実施計画の柔軟な変更を認めるなど、柔軟で弾力的な運用を図ることが必要です。
- (6) 国においては今年度、「新型コロナウイルス緊急包括支援交付金」や「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を創設し、更に交付金が増額されたところですが、未だ新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たないことから、次年度においても感染拡大防止策と医療提供体制の充実、経済・雇用対策等が必要であり、これら支出に対応するための財政基盤が弱いことなどから、引き続き、国による財政支援の充実が必要です。

(県担当課室名 総務部財政課、企画振興部総合政策課、産業労働部産業政策課)

---

## I-3 過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな過疎対策法の制定について

総務省自治行政局、自治財政局

---

### 【要望の内容】

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和３年３月に失効するため、引き続き過疎地域の振興が図られるよう新たな過疎対策法を制定すること。

過疎地域の指定要件と指定単位については、過疎地域の特性や果たしている役割を的確に反映したものとし、現行の過疎地域を引き続き指定対象とするとともに、現行法第３３条の規定による「市町村の廃置分合等があった場合の特例」（いわゆる「みなし過疎」及び「一部過疎」）を引き続き設けること。

また、過疎市町村の財政基盤強化のためにも、過疎市町村が取り組む事業が円滑に実施できるよう過疎対策事業債や地方交付税による財源措置、各種支援制度の維持・充実を図ること。

### 【要望の背景や当県の取組】

- (１) 過疎地域は、豊かな自然・文化・歴史を有しているほか、都市に対する水・食料・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、森林による地球温暖化の防止など多面的・公益的な機能を有しており、国民共有の財産です。
- (２) こうした過疎地域の人口減少に歯止めをかけ、活力と魅力ある地域として維持し、その機能を守っていくためには、農林水産業の経営基盤強化などの産業振興、公共交通や生活道路などの交通ネットワークの構築、情報基盤の整備、インフラの維持管理や更新、移住・定住の促進、関係人口の創出、集落コミュニティの維持などに取り組むことが必要です。
- (３) 当県では、これまで県土の大半を占める過疎地域において、各種支援制度を活用し、あらゆる分野において様々な対策を行ってきましたが、人口減少と高齢化の急速な進行により、都市との経済的・財政的格差は拡大していることから、ＡＩやＩｏＴといった革新的な技術等を導入するなどにより地域の課題解決につなげていくためにも、過疎対策事業債や地方交付税による財源措置、各種支援制度の維持・充実により、財政基盤を強化していくことが必要です。

- (4) また、本県では市町村合併が大きく進みましたが、合併市の財政基盤はなお脆弱であり、各市の過疎対策の取組に支障を来さないよう、現行の「みなし過疎」「一部過疎」地域について、引き続き指定が必要です。

## 【参考資料】

### 過疎市町村の人口（平成２７年国勢調査）

|     | 全市町村(人)     | 過疎市町村(人)   | 比率(%) | 順位 |
|-----|-------------|------------|-------|----|
| 秋田県 | 1,023,119   | 679,645    | 66.4  | 1  |
| 全国計 | 127,094,745 | 10,878,797 | 8.6   | —  |

### １５歳未満人口比率及び６５歳以上人口比率（平成２７年国勢調査）

|     | 15歳未満人口比率 | 順位 | 65歳以上人口比率 | 順位 |
|-----|-----------|----|-----------|----|
| 秋田県 | 10.5      | 47 | 33.8      | 1  |
| 全国計 | 12.6      | —  | 26.6      | —  |

### 過疎市町村の面積（平成２７年国勢調査）

|     | 全市町村(km <sup>2</sup> ) | 過疎市町村(km <sup>2</sup> ) | 比率(%) | 順位 |
|-----|------------------------|-------------------------|-------|----|
| 秋田県 | 11,637.54              | 10,742.72               | 92.3  | 1  |
| 全国計 | 377,970.75             | 225,467.94              | 59.7  | —  |

### みなし過疎市町村数（平成２９年４月１日時点）

|     | みなし過疎市町村 |
|-----|----------|
| 秋田県 | 4        |
| 全国計 | 25       |

（県担当課室名 企画振興部市町村課）

---

---

## I-4 ゴルフ場利用税の堅持について

総務省大臣官房、自治税務局、自治財政局  
文部科学省、スポーツ庁

---

---

### 【要望の内容】

ゴルフ場利用税について、地方の厳しい財政状況を踏まえ、現行制度を堅持すること。

### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) ゴルフ場利用税については、令和2年度税制改正大綱において、東京オリンピック競技大会出場選手等に対して非課税措置が新たに講じられたものの現行制度が堅持されましたが、地方三団体や全国過疎地域自立促進連盟では、引き続き現行制度を堅持するよう強く求めています。
- (2) ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策などのほか、ゴルフの競技団体への補助によるゴルフの振興など、ゴルフ場特有の行政需要に対応するために不可欠な財源です。
- (3) また、税収の7割は、所在市町村に交付金として交付され、中山間地域を始めとする市町村の貴重な財源になっているとともに、残りの3割は、都道府県にとっても貴重な財源になっていることなどを踏まえ、引き続き現行制度を堅持する必要があります。
- (4) なお、18歳未満の年少者や70歳以上の高齢者、国体競技参加選手がゴルフ場を利用する場合等には既に非課税措置を設けているところであり、非課税の対象をこれ以上広げても、ゴルフ人口の増大にはつながらないものと考えられることから、現行制度を恒久化すべきです。

【参考資料】

令和元年度ゴルフ場利用税交付金の状況

(千円)

| ゴルフ場所在地 | ゴルフ場数 | ゴルフ場利用税<br>(A) | ゴルフ場利用税<br>交 付 金<br>(A)×0.7 (B) | 県 財 源<br>(A)－(B) |
|---------|-------|----------------|---------------------------------|------------------|
| 秋 田 市   | 7     | 81,674         | 57,172                          | 24,502           |
| 横 手 市   | 1     | 8,410          | 5,887                           | 2,523            |
| 大 館 市   | 1     | 6,686          | 4,680                           | 2,006            |
| 男 鹿 市   | 1     | 8,781          | 6,147                           | 2,634            |
| 大 仙 市   | 3     | 18,989         | 13,292                          | 5,697            |
| 北 秋 田 市 | 2     | 9,106          | 6,374                           | 2,732            |
| 三 種 町   | 1     | 15,144         | 10,601                          | 4,543            |
| 八 峰 町   | 1     | 7,346          | 5,142                           | 2,204            |
| 県 計     | 17    | 156,136        | 109,295                         | 46,841           |

※ゴルフ場利用税（A）は、平成31年3月から令和2年2月までの間に収入した額です。

(県担当課室名 総務部税務課)

---

## I-5 法人事業税の収入金額課税制度の堅持について

---

総務省大臣官房、自治税務局、自治財政局  
経済産業省、資源エネルギー庁

---

### 【要望の内容】

法人事業税の収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。

### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 収入金額課税は、電気供給業及びガス供給業が地域独占及び総括原価方式の下で行われることを前提に、保有する施設や従業員の規模に比べて所得が低く抑えられることや、電気・ガス料金算定時に法人事業税相当額を原価算入し消費者に転嫁できることなどを根拠として、昭和24年度以降行われてきました。
- (2) 令和2年度税制改正において、電気供給業に係る法人事業税について、2020年の送配電部門の法的分離、新規参入の状況とその見通し等を考慮し、課税方式の見直しが行われましたが、大半を収入金額課税として維持したほか、地方財政や地方公共団体の税収に与える影響を考慮し、一定の代替財源（軽油引取税）が確保されました。
- (3) しかし、電気供給業を含め収入金額課税については、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、その課税のあり方について、今後も引き続き検討することとされています。
- (4) 収入金額課税制度は、受益に応じた負担を求める課税方式として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献していることを踏まえ、今後とも同制度を堅持すべきです。

### 【参考資料】

県内の電気供給業に係る収入金額課税による税収

改正前：約14.8億円

改正後：約12.1億円

軽油引取税の課税免除の廃止（代替財源）による増収：約1.4億円

（県担当課室名 総務部税務課）

## Ⅱ 秋田の未来につながるふるさと定着回帰

---

## Ⅱ-1 総合的な少子化対策への支援について

内閣府大臣官房、子ども・子育て本部  
総務省自治財政局  
厚生労働省大臣官房、子ども家庭局、  
保険局

---

### 【要望の内容】

- (1) 地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた実効性の高い少子化対策が安定的・継続的に実施できるよう、「地域少子化対策重点推進交付金」の自由度の高い運用に配慮すること。
- (2) 昨年10月開始の幼児教育無償化において、必要な地方財源を一般財源総額の同水準ルールの外枠で地方財政計画の歳出に計上するなど、国の責任において必要な地方財源を確実に確保すること。  
また、地方公共団体が、地域の実情に応じて県・市町村が連携し独自に助成している「すこやか子育て支援事業」などの保育料助成制度に対し、地方財政措置を講じること。
- (3) 国の責任において、子どもの医療に関わる全国一律の制度を創設すること。

### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県は、出生率が人口千対4.9（令和元年）と全国最下位であることなどから、その対策を講じることが喫緊の課題となっています。
- (2) このため、県政運営指針である「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」や地方創生に係る「第2期あきた未来総合戦略」に少子化対策を位置づけ、多子世帯を対象とする所得制限のない奨学金貸与事業など、思い切った経済的負担の軽減策を始め、官民一体となった少子化克服に向けた気運の醸成、一般社団法人あきた結婚支援センターによる出会い・結婚の支援など、各種事業に積極的に取り組んでいます。



- (3) 少子化対策は国家的課題であり、国は、その責任において、ポジティブイメージの醸成など、各種の施策を強力に推進していく必要があります。

また、地方公共団体が行う結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、乳幼児を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組を支援するために創設された「地域少子化対策重点推進交付金」について、将来的には、各地方公共団体において、効果が高いと認められる特定の事業を継続的に実施できるような制度にすることが必要です。

さらに、県が市町村に間接補助する結婚新生活支援事業については、夫婦の年齢が共に34歳以下かつ世帯所得340万円未満と要件が厳しいため対象者が少なく、事業を実施できない市町村があります。

- (4) 幼児教育無償化の必要財源のうち、地方負担分については、全額地方財政計画の歳出に計上して一般財源総額を確保した上で交付税算定における基準財政需要額に算入することとしています。各地方公共団体が、無償化に必要な財源を確実に確保できるよう、一般財源総額の同水準ルールの外枠で地方財政計画の歳出に計上することが必要です。

また、地方公共団体が、地域の実情に応じて独自に助成している「すこやか子育て支援事業」などの保育料助成について、少子化が進行している中において、先進的に取り組む自治体に対しては、地方財政措置を講じることが必要です。

- (5) さらに、福祉医療費については、従来、乳幼児と小学生を助成対象としていましたが、平成28年8月からその範囲を中学生まで拡大しています。

子どもを安心して産み育てやすい環境づくりを進め、出生率を高めるといふ少子化対策は、地方ごとの対応では限界があることから、我が国の将来に関わる国家的課題として、国が抜本的な対策を講じることが必要です。

## 【参考資料】

### 1 「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」に基づく当県独自の取組

#### (1) 保育料等の助成

幼稚園・保育施設の保育料等利用者負担額の軽減及び一時預かり等の利用料助成を実施する。

補助率 県1/2 市町村1/2

##### ① 保育料助成事業

ア 対象者 幼稚園や保育所等を利用する子育て世代（所得制限あり）

イ 助成率等

i 世帯年収約640万円※までの世帯（第1子から） 1/2又は1/4

ii 平成28年4月2日以降に新たに第3子以降が生まれた世帯（世帯年収約640万円※まで） 第2子以降の保育料全額

iii 平成30年4月2日以降に新たに第2子以降が生まれた世帯（世帯年収約640万円※まで） 第2子以降の保育料全額

iv 平成30年4月2日以降に新たに第3子以降が生まれた世帯（世帯年収約640万円～930万円※まで） 第2子以降の保育料1/2

※世帯年収はいずれも保育所利用の場合の目安

##### ② 子育てファミリー支援事業

ア 対象者 平成30年4月2日以降に新たに第3子以降が生まれた世帯（施設利用者・在宅の双方）

イ 助成額 1世帯当たり15,000円（年上限額）

##### ③ 副食費助成事業（令和元年10月開始）

ア 対象者 幼稚園や保育所等を利用する3～5歳児を有する世帯（所得制限なし）

イ 助成率等

i 世帯年収約360万円※を超える世帯（第1子から） 1/2又は1/4

ii 平成28年4月2日以降に新たに第3子以降が生まれた世帯  
第2子以降の副食費全額

iii 平成30年4月2日以降に新たに生まれた第2子以降 副食費全額

※世帯年収は保育所利用の場合の目安

#### (2) 乳幼児・小中学生に対する福祉医療費助成

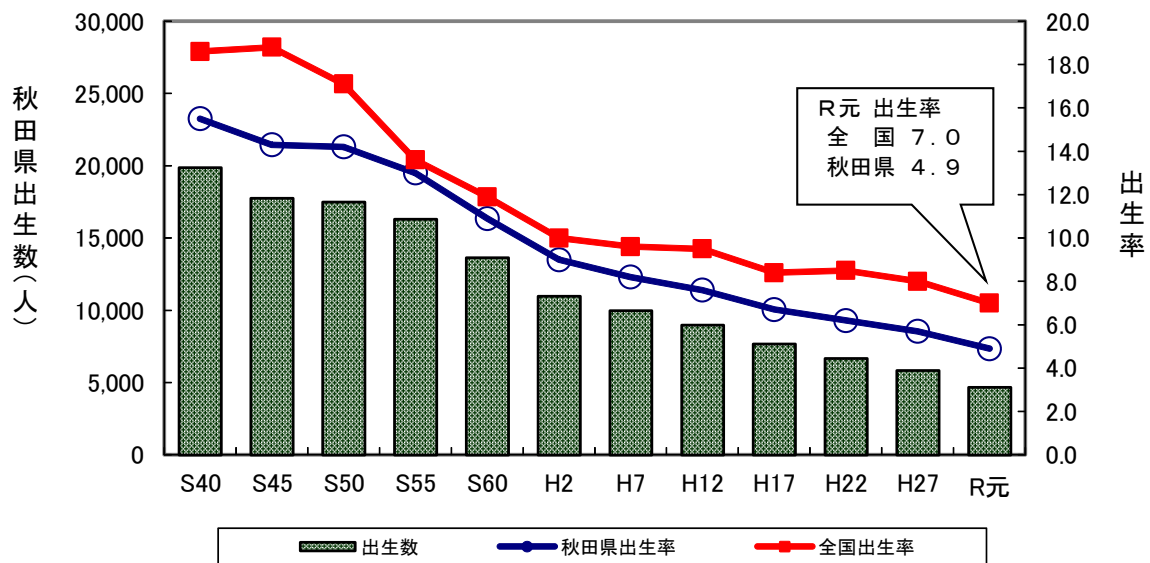
一定の所得制限の下で、乳幼児・小中学生に対する福祉医療費を助成。

・対象：0歳から中学校修了年度の3月31日までの間にある児童（ただし、保護者の前年の所得による制限あり）

・内容：①0歳児と市町村民税所得割非課税者の子どもの場合、医療機関等の窓口で支払う自己負担額の全額助成

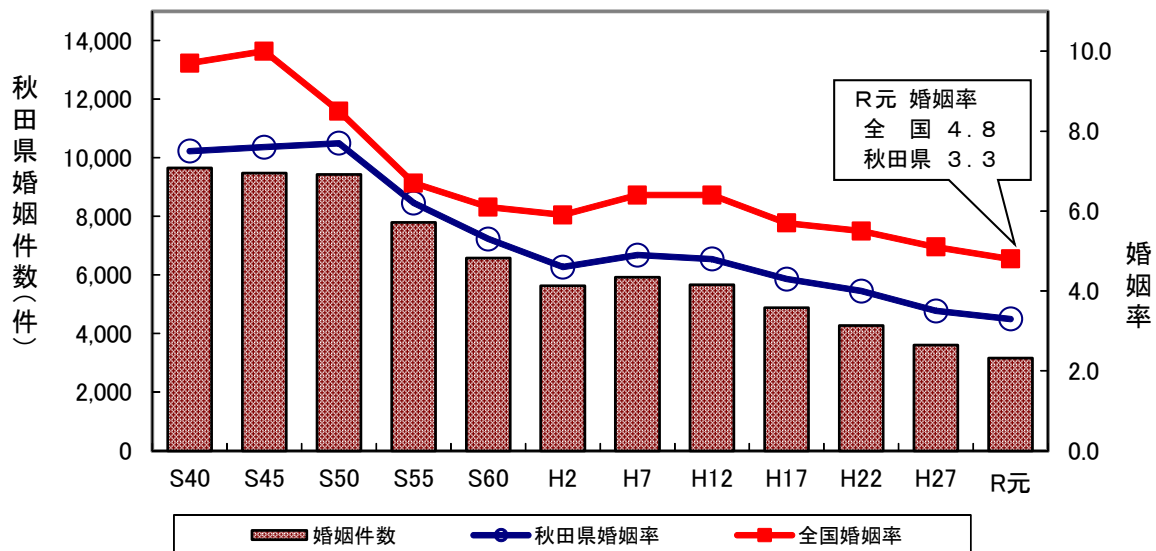
②上記（1）に該当しない子どもの場合、窓口での自己負担額の半額（ただし、窓口での自己負担額は、1医療機関1カ月あたり1,000円が上限）

## 2 当県の出生数・出生率



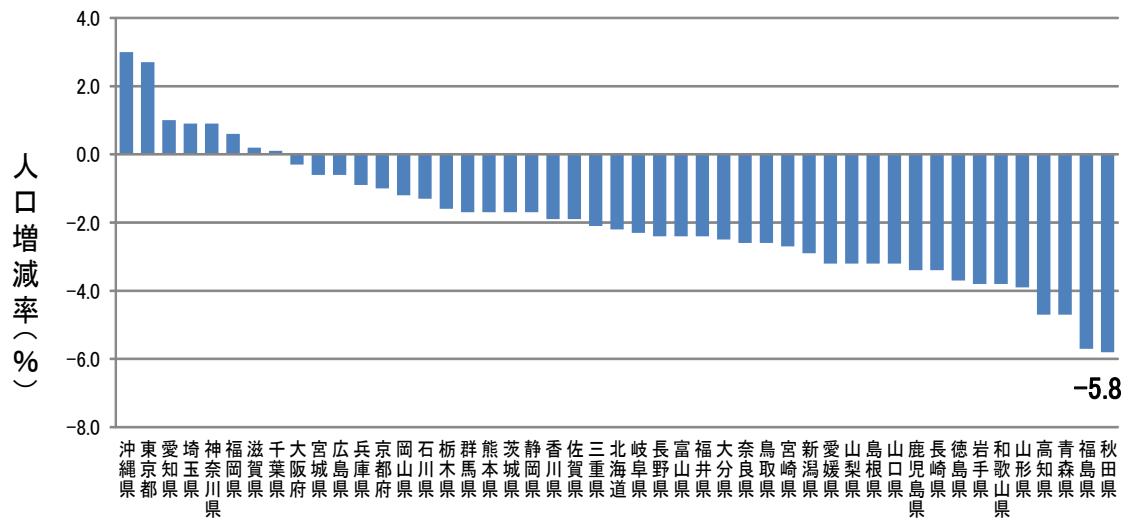
出典：人口動態調査【厚生労働省】

## 3 当県の婚姻件数・婚姻率



出典：人口動態調査【厚生労働省】

#### 4 都道府県別人口増減率（平成22～27年）



出典：平成27年国勢調査【総務省統計局】

(県担当課室名 あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課、  
健康福祉部長寿社会課国保・医療指導室、  
教育庁幼保推進課)



---

## Ⅱ-2 女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革の推進について

内閣府男女共同参画局  
厚生労働省雇用環境・均等局

---

### 【要望の内容】

- (1) 女性の活躍とワーク・ライフ・バランス（仕事と生活との調和）を推進するために、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定や、企業の認定（えるぼし認定、くるみん認定、プラチナえるぼし認定、プラチナくるみん認定）の取得に取り組む中小企業への優遇策の拡充を行うこと。
- (2) 女性活躍推進法が昨年6月に改正され、一般事業主行動計画策定の義務づけが中小企業まで拡大されたことから、中小企業の負担を軽減するために、法施行までの制度周知を徹底するとともに、きめ細かな支援を実施すること。
- (3) 地域の実情に応じた女性活躍の取組を推進できるように、「地域女性活躍推進交付金」の継続的な実施とともに、要望に対応できる十分な予算を確保すること。

### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 平成29年3月に国が決定した「働き方改革実行計画」では、「病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立、障害者就労の推進」や「女性・若者が活躍しやすい環境整備」など9つの分野において、具体的な施策を掲げ、今後10年間で関係法律の改正等を含め施策を講じることとされており、昨年4月からは働き方改革関連法が順次施行されています。

加えて、本年7月に決定した「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」では、女性が個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に取り組むとしているほか、当県で策定した第2期あきた未来総合戦略においても、あらゆる分野における女性の活躍を推進する施策を重点化し実施することになっています。

人口減少や少子高齢化が急速に進行している当県においても、県の活力を維持・向上させていくためには、企業における女性の活躍推進や仕事と育児・家庭の両立支援が不可欠になっています。

- (2) 当県は、生産年齢人口に占める女性の有業率が全国平均を上回っている（全国11位）ものの、管理的職業従事者に占める女性の割合が低迷している（同40位）ほか、男性の育児休業取得率が8.8%（令和元年度）と低率であるなど、職場における女性の活躍や両立支援の取組が十分には進んでいない状況です。

県内企業の99.9%を占める中小企業からは、女性の活躍推進や両立支援に向けた取組自体が会社の負担になる、一般事業主行動計画の策定は努力義務なので対応しないなどの声が上がっています。

- (3) こうしたことから、当県では、平成27年に経済団体等と行政で構成する「あきた女性の活躍推進会議」を設置したほか、女性の活躍推進や両立支援に取り組む事業所に対する入札参加資格審査における評点付与や取組が顕著な企業の表彰など各種制度を設けるとともに、専門家が企業を訪問し、一般事業主行動計画の策定等について助言指導を行うなど、官民が一体となった取組を進めています。

さらに、平成30年6月からは、経済団体と連携してワンストップで企業への支援を行う「あきた女性活躍・両立支援センター」を設置し、取組を一層強化しています。

- (4) 女性の活躍推進や両立支援に向けた取組を継続的に実施していくためには、一般事業主行動計画の策定やえるぼし・くるみん認定等に向けた取組に関する事務等の負担が大企業に比べて重い中小企業に対する支援制度の拡充が必要です。

特に、積極的に取り組む企業を支援する「両立支援等助成金」の要件緩和や増額、政府公共調達における加点评価制度の拡充、女性が輝く先進企業表彰の継続など、企業の取組にインセンティブを与える支援制度を充実させる必要があります。

- (5) また、一般事業主行動計画の策定の義務づけを、次世代育成支援対策推進法と同様に、従業員101人以上の企業に拡大するなどの女性活躍推進法の一部改正法が昨年公布され、令和4年4月1日に施行されることになっていることから、施行までの期間においては、義務づけされる中小企業に対し、国のアドバイザー派遣を拡充し、各企業の行動計画策定に向けた支援を行うなど、丁寧なサポートを実施する必要があります。

- (6) さらに、地域における女性の活躍推進に向けた取組を一層推進するために、年々予算が縮小している「地域女性活躍推進交付金」については、令和3年度以降も継続して実施するとともに、地方の要望に対応できる十分な財源を確保する必要があります。

## 【参考資料】

### 1 管理的職業従事者に占める女性の割合等

| 順 位 |    | 管理的職業従事者に占める<br>女 性 の 割 合 (%) |      |
|-----|----|-------------------------------|------|
| 東北  | 全国 |                               |      |
| 1   | 10 | 宮 城 県                         | 16.8 |
| 2   | 11 | 山 形 県                         | 16.7 |
| 3   | 28 | 青 森 県                         | 14.2 |
| 4   | 32 | 福 島 県                         | 13.7 |
| 5   | 38 | 岩 手 県                         | 12.3 |
| 6   | 40 | 秋 田 県                         | 12.0 |
|     |    | 全 国 平 均                       | 14.8 |

| 順 位 |    | 生産年齢人口における<br>女 性 の 有 業 率 (%) |      |
|-----|----|-------------------------------|------|
| 東北  | 全国 |                               |      |
| 1   | 3  | 山 形 県                         | 74.3 |
| 2   | 11 | 秋 田 県                         | 71.7 |
| 3   | 12 | 岩 手 県                         | 71.6 |
| 4   | 22 | 青 森 県                         | 69.7 |
| 5   | 30 | 福 島 県                         | 68.6 |
| 6   | 35 | 宮 城 県                         | 67.9 |
|     |    | 全 国 平 均                       | 68.5 |

出典：総務省「平成29年就業構造基本調査」

### 2 東北のくるみん認定企業数等の状況（令和2年3月末現在）

| くるみん認定企業数 |      |
|-----------|------|
| 山 形 県     | 46   |
| 宮 城 県     | 38   |
| 岩 手 県     | 36   |
| 福 島 県     | 35   |
| 青 森 県     | 27   |
| 秋 田 県     | 27   |
| 全 国 平 均   | 70.5 |

| プラチナくるみん<br>認 定 企 業 数 |     |
|-----------------------|-----|
| 宮 城 県                 | 5   |
| 山 形 県                 | 4   |
| 青 森 県                 | 2   |
| 岩 手 県                 | 2   |
| 福 島 県                 | 2   |
| 秋 田 県                 | 0   |
| 全 国 平 均               | 7.8 |

| えるぼし認定企業数 |      |
|-----------|------|
| 岩 手 県     | 12   |
| 青 森 県     | 7    |
| 福 島 県     | 7    |
| 宮 城 県     | 5    |
| 山 形 県     | 5    |
| 秋 田 県     | 4    |
| 全 国 平 均   | 22.4 |

出典：厚生労働省「都道府県別一般事業主行動計画策定届の届出及び認定状況」  
及び「女性活躍推進法に係る認定状況」

### 3 「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」に基づく当県独自の取組

#### 〔あきた女性活躍・両立支援センターの設置〕

企業における女性の活躍推進や仕事と育児・家庭の両立支援に関する制度周知等の啓発や相談への対応、専門アドバイザーの派遣などをワンストップで行う「あきた女性活躍・両立支援センター」を設置。

- ・設置時期 平成30年6月1日
- ・設置場所 秋田県商工会連合会内（秋田市）
- ・委託先 秋田県商工会連合会
- ・センターの機能

- ①女性活躍・両立支援推進員（3人）の企業訪問による啓発
- ②窓口・専用電話による相談業務
- ③専門アドバイザー（社会保険労務士）の派遣
- ④その他中小企業における取組の支援に関する業務

（県担当課室名 あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課）





---

## Ⅱ-3 良好な市街地形成と安全・安心なまちづくりに資する都市施設の整備について

---

国土交通省大臣官房、都市局

---

### 【要望の内容】

- (1) 円滑な都市内交通の確保や良好な都市空間を創出し、コンパクトなまちづくりの基盤となる、街路の整備に必要な予算を確保すること。
- ① 市街地における交通の円滑化や歩行者の安全を確保する「八幡根岸線（横手市）」の整備に必要な予算を確保し支援すること。
- ② 「川尻広面線（秋田市）」、「新屋土崎線（秋田市）」、「停車場栄町線（由利本荘市）」の市街地における無電柱化の推進に必要な予算を確保し支援すること。
- (2) 都市公園における利用者の安全、安心を確保するため、県立中央公園の屋根付きグラウンド「あきたスカイドーム」の膜屋根更新（令和3年度完成予定）について、必要な予算を確保し支援すること。

### 【要望の背景や当県の実施】

- (1) 当県では、市町村が進める「立地適正化計画」策定を支援するため、市町村と共に研究会を立ち上げ、都市の構造に関する調査・分析を共同で実施するなど、都市のコンパクト化に向けた取組を進めています。
- こうした計画を策定した市町村を支援するため、県としてもコンパクトなまちづくりの基盤となる街路事業を一層推進し、渋滞の解消や安全な都市空間を確保する必要があります。
- 併せて、都市の防災機能の強化や良好な都市景観を形成するため、市街地内での無電柱化を推進し、電線管理者と連携しながら、確実かつ計画的に整備を進め、良好な市街地形成を図ることが必要です。
- (2) 当県では、都市公園施設の老朽化が進む中、公園施設長寿命化計画に基づき計画的な改築更新を進めていますが、確実な実施のためには予算の継続的な確保が必要です。
- 特に、県立中央公園の屋根付きグラウンド「あきたスカイドーム」は、県地域防災計画において広域防災拠点の「一次物資集積拠点」に指定されている施設ですが、老朽化に伴う膜屋根更新が必要となっており、大規模災害に備えるため、必要な予算の確保が喫緊の課題となっています。

# コンパクトなまちづくりを支援する街路整備

## 新屋土崎線(旭南)



慢性的渋滞、歩道狭小  
→ 4車線化・無電柱化により  
円滑で安全な交通環境へ

## 川尻広面線(横町)



一方通行のボトルネック区間  
→ 道路拡幅・無電柱化により  
沿道環境改善へ

## 秋田市中心市街地活性化 基本計画区域 (H29.3認定)

### ◆主な民間投資プロジェクト

- テレビ局本社 新築移転
- 駅直結店舗、駐車場建設
- 駅前大型商業施設リニューアル
- JR秋田支社 新築移転
- CCRCスポーツ整形クリニック
- クロッセ秋田 (CCRC拠点)



### ◆主な県市実施事業

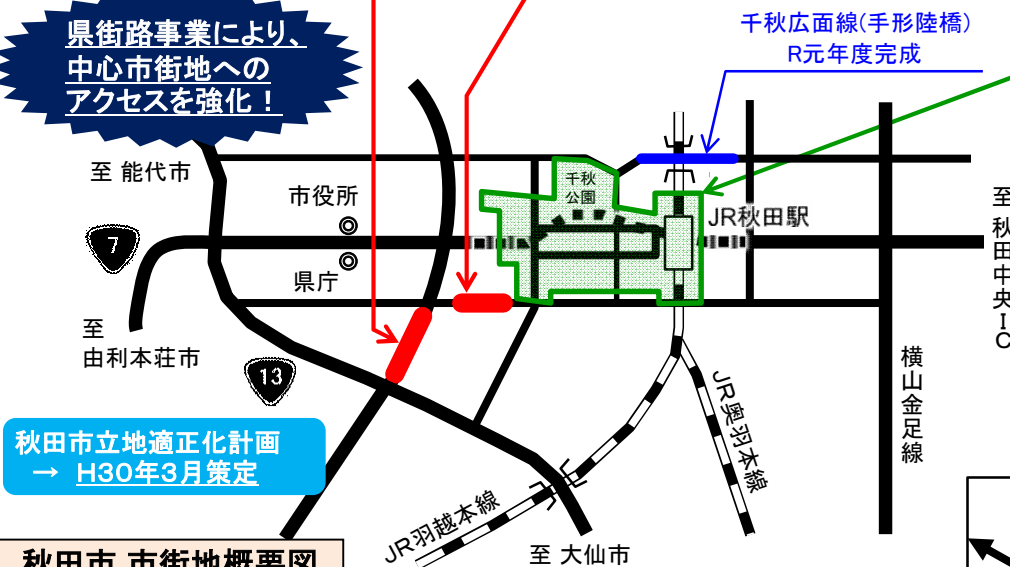
- 街路事業
- 土地区画整理事業
- あきた芸術劇場
- 秋田駅前芝生広場



県街路事業により、  
中心市街地への  
アクセスを強化！

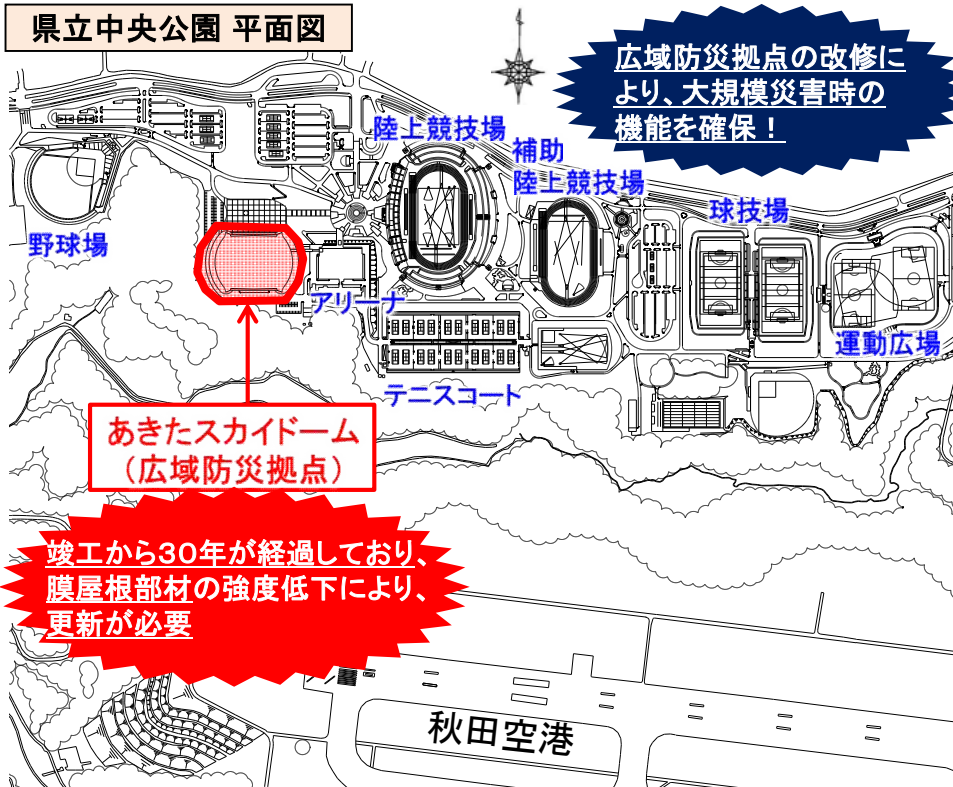
秋田市立地適正化計画  
→ H30年3月策定

秋田市 市街地概要図



## 「あきたスカイドーム」の膜屋根更新

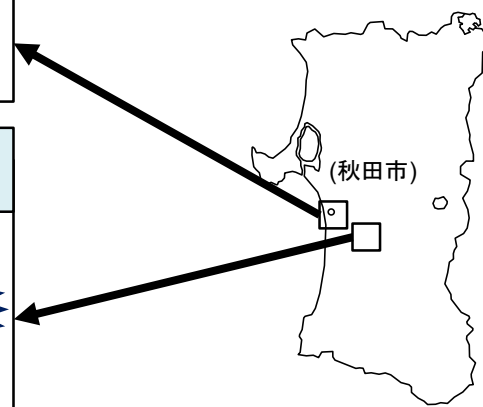
県立中央公園 平面図



広域防災拠点の改修に  
より、大規模災害時の  
機能を確保！

あきたスカイドーム  
(広域防災拠点)

竣工から30年が経過しており、  
膜屋根部材の強度低下により、  
更新が必要



あきたスカイドーム全景

### 【あきたスカイドーム工程】

| 年度   | 令和元年度 |     | 令和2年度 |    |     |    | 令和3年度       |    |     |    |
|------|-------|-----|-------|----|-----|----|-------------|----|-----|----|
|      |       | 10月 | 4月    | 7月 | 10月 | 1月 | 4月          | 7月 | 10月 | 1月 |
| 実施内容 |       | 設計  | 工場製作  |    |     |    | 現地施工        |    |     |    |
|      |       |     |       |    |     |    | 使用中<br>中止期間 |    |     |    |
|      |       |     |       |    |     |    | 完成          |    |     |    |

---

## Ⅱ-4 「秋田モデル」による持続可能な下水道事業への支援について

国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局

---

### 【要望の内容】

全国で最も早いペースで人口減少が進む当県において、持続的かつ効率的な生活排水処理事業を実現するため、県と市町村等との連携により取組を進めている広域化・共同化等に係る次の事業について、必要な支援を行うこと。

- (1) 生活排水処理から発生する汚泥の広域的な利活用を図るため、県南地区の4市2町1組合を対象とした広域汚泥資源化事業の実施に向けて、必要な予算を確保し支援すること。
- (2) 県中央地区において汚水・汚泥を集約し、地域資源活用の拠点化を目指す「秋田臨海処理センターリノベーション計画」の事業実施に向けて、必要な予算を確保し支援すること。

### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 県南地区広域汚泥資源化事業は、関連市町村から発生する汚泥を流域下水道横手処理センターへ集約することで持続的な事業運営に寄与するものであり、当事業を確実に実施するための予算確保が必要です。
- (2) 流域下水道施設「秋田臨海処理センター」は、昨年度、国土交通省による「下水道リノベーション計画」の登録を受けており、今後、地域資源活用の拠点化を推進するための確実な予算の確保が必要です。

当県が全国に先駆けて進めている市町村等との広域化・共同化の取組は、持続可能な下水道事業運営を目指す「秋田モデル」として、高く評価されています。



# 生活排水処理の広域化・共同化等の取組

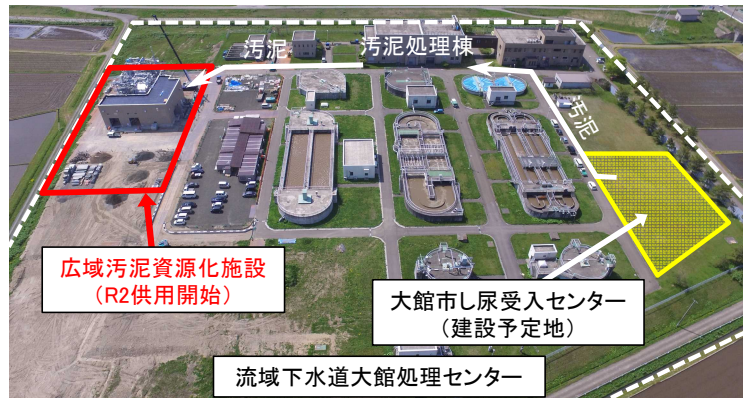
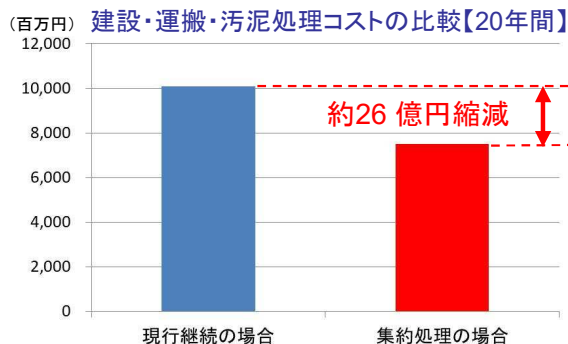
## 県北地区広域汚泥資源化事業

- ◆県北地区3市3町1組合の汚泥を処理資源化  
【R1工事完成、R2供用開始】

## 県南地区広域汚泥資源化事業

- ◆県南地区4市2町1組合を対象に、下水道処理場やし尿処理場からの汚泥を集約し、資源化を計画

(予定)【R元基本計画、R2～3発注支援業務、  
R4～6設計・工事、R7供用開始】



## 秋田臨海処理センター 下水道リノベーション計画

- ◆秋田臨海処理センターを下水道資源を利用したエネルギー供給に係る拠点とするとともに、下水道資源を通じた憩い・賑わいの創出を図る。

(予定)【事業期間 R2～7(6年間)】





### Ⅲ 社会の変革へ果敢に挑む産業振興

---

## Ⅲ-1 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進について

内閣府総合海洋政策推進事務局  
総務省自治行政局、自治税務局  
経済産業省大臣官房、資源エネルギー庁  
国土交通省港湾局

---

### 【要望の内容】

- (1) 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下、「再エネ海域利用法」という。）第8条の規定に基づく促進区域の指定に当たっては、当県が要望する区域に十分配慮するとともに、これまで2区域の指定を受けたところであり、残る2区域についても早期の指定を行うこと。  
また、指定後は、第13条第5項に基づく評価基準に係る都道府県知事からの意見を尊重した上で、速やかに公募占用指針を策定し、事業者の公募を実施すること。
- (2) 洋上風力発電設備の設置のため、環境影響評価法に基づく手続きや電力系統の確保、地元調整等を、再エネ海域利用法の制定が検討される以前から進めている先行事業者が、同法の施行によって不利益を被ることのないよう、公募占用指針に係る評価基準等において十分に配慮すること。  
また、同評価基準においては、地域産業の振興に資する取組など地域への貢献についても、十分に配慮すること。
- (3) 再エネ海域利用法による洋上風力発電の導入に際し、市町村の境界がない海域において、発電設備に係る固定資産税の課税が円滑に行われるよう、国として、適切な助言等による支援を行うこと。
- (4) 再エネ海域利用法第4条第3項に基づき、洋上風力発電に関する住民の理解が深まるよう、教育活動、広報活動その他の活動の充実を図ること。

### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 再エネ海域利用法では、経済産業大臣及び国土交通大臣が、指定しようとする区域ごとに組織する協議会等の意見を聴取した上で、促進区域を指定することになっています。



平成31年4月に、有望な区域の候補として、当県の4区域を国に情報提供したところ、令和元年7月には、当県の2区域を含む4つの有望な区域が、協議会の組織等の準備を直ちに行うべき区域として整理され、当県の2区域は、3回に渡る協議会の開催を経て、令和2年7月に促進区域として指定されました。また、残る2区域についても、有望な区域の候補として2月に国へ情報提供をし、7月にはうち1区域が協議会の組織等の準備を直ちに行うべき区域として整理されました。

当県では、平成27年1月に、港湾区域外の一般海域において、着床式洋上風力発電に適した候補海域を設定したことから、複数の先行事業者が、同海域において、環境影響評価法に基づく手続き等を行っており、同法の施行が、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた先行的な取組の妨げとならないよう、促進区域の迅速な指定を図ることが求められています。

- (2) 公募占用指針中の「選定事業者を選定するための評価の基準」や、「公募の実施に関する事項その他の必要な事項」等において、法に先行して環境影響評価法に基づく手続きや事業可能性調査、電力系統の確保、利害関係者との調整等を行っている事業者が不利益を被ることのないよう配慮するとともに、洋上風力発電事業が長期にわたり地域と共生していくためには、事業者が実施する地域貢献策についても十分に評価することが必要です。

- (3) 地方税法第389条第1項第2号により、電気事業の用に供する償却資産については、発電・送電等の用に供する固定資産又は2以上の市町村にわたって所在する固定資産で、その全体を一の固定資産として評価しなければ適正な評価ができないと認められる場合には、都道府県知事又は総務大臣が固定資産についての価格等を決定してこれを関係市町村に配分し、市町村はその配分を受けた価格等によって固定資産税を賦課徴収することになっています。

その配分方法については、地方税法第389条第1項の規定により道府県知事又は総務大臣が決定する固定資産の価格の配分に関する規則において、当該償却資産が所在する市町村に配分するものとされています。

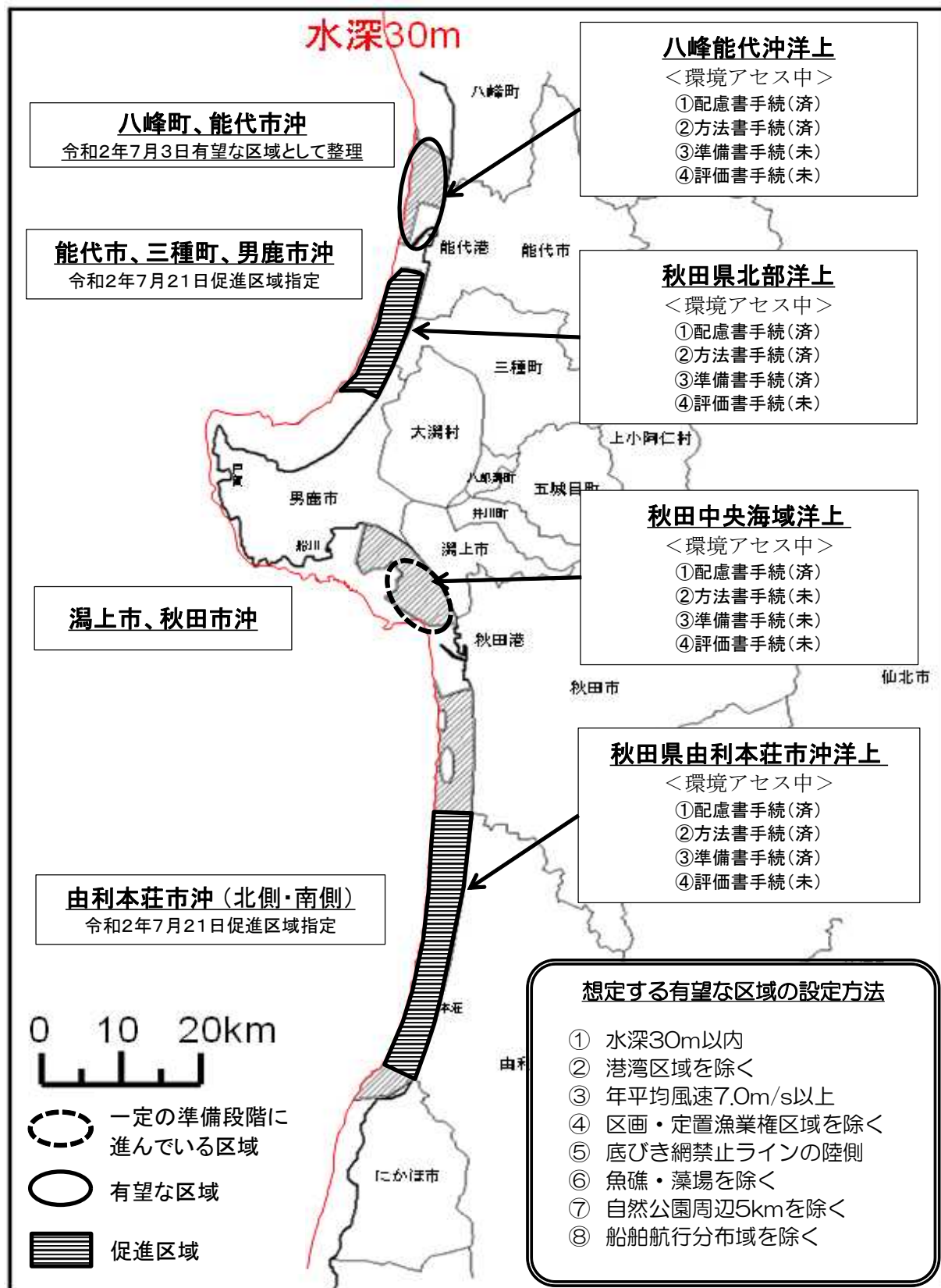
しかし、市町村の境界がない海域では、洋上風力発電設備の所在が明らかではなく、地方自治法第9条の3に基づく境界の画定を行う場合も、関係市町村間の協議のみでは、容易に進展しないおそれがあるほか、総務省内に複数の関係課があるなど、協議に時間を要することが予想されます。

納税先が早期に定まらない場合には、選定事業者が、地元調整を行う際の支障となることも懸念されることから、関係市町村が発電設備に係る固定資産税の課税を協議する際には、協議の迅速化を図られるよう、国における相談窓口の明確化など、適切な指導や助言を受けるための国の体制の整備が必要です。

- (4) 洋上風力発電の導入に関して、景観や騒音等による生活環境等への影響や地域経済へのメリットの有無に関する懸念が、一部の住民にあることから、環境アセスメントの適切な実施の一方で、政府広報等を通じ、経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与する洋上風力発電の導入意義について、広く国民の理解を深めていく必要があります。

## 【参考資料】

秋田県における有望な区域と先行事業者の状況（令和2年9月現在）



（県担当課室名 産業労働部資源エネルギー産業課  
総務部税務課、建設部港湾空港課）

---

## Ⅲ-2 再生可能エネルギーの導入拡大を加速するための環境整備について

経済産業省大臣官房、産業技術環境局、資源エネルギー庁  
環境省地球環境局

---

### 【要望の内容】

- (1) 再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、電力会社間の地域間連系線の増強や基幹送電線の整備など、電力系統の広域的運用に関する取組について、加速化を図るとともに、送電線工事等に長期間を要する場合には、固定価格買取制度における運転開始期限の適用の緩和等を図ること。
- (2) 再生可能エネルギーの課題とされる地域偏在や出力変動の緩和を図るため、洋上を含め、国内有数の風力発電適地である当県において、風力発電による水素の製造及び効率的な貯蔵等の技術開発に向けた調査研究や実証事業を行い、その加速化を図ること。  
また、こうした水素を活用したメタネーション等のカーボンリサイクルに係る実証事業などを実施するほか、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の直接利用となる原油増進回収法（EOR）の促進や本県沖合を含む海域におけるCO<sub>2</sub>の回収・貯留（CCS）に係る適地調査を継続して行い、利用しきれないCO<sub>2</sub>を地下貯留するための技術開発等を行うこと。
- (3) 再生可能エネルギーの中でも、安定的な運用が期待される地熱発電について、円滑な導入拡大を図るため、速やかな重要電源開発地点の指定により、電源立地地域対策交付金（初期対策交付金相当部分）の交付対象とすること。

### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 「第2期秋田県新エネルギー産業戦略」（計画期間：平成28年度～令和7年度）では、当県が有する再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限に生かし、国が目指すエネルギーミックスの実現に貢献するとともに、再生可能エネルギーの導入拡大を県内における関連産業の振興や雇用の創出につなげるため、「国内最大級の新エネルギー供給基地と関連産業集積拠点の形成」に向けた関連施策の充実を図ることにしています。

地域間連系線については、平成29年4月に事業着手された「東北東京間連系線に係る広域系統整備計画」が進められています。

将来の再生可能エネルギーの導入に寄与する地域間連系線の完成には長期間を要することから、工期の短縮に向けた取組が必要です。

基幹送電線の整備については、平成28年5月末に、東北北部における特別高圧系統の空容量がなくなり、発電事業者が新規に接続する場合には、追加的な系統増強工事が必要になったことから、「電力広域的運営推進機関」は、近隣の電源接続案件を募って、複数の発電事業者が工事費負担金を共同負担して系統増強を行う、「電源接続案件募集プロセス」の手続きを行っています。しかし、プロセス完了の時期が当初予定から約2年遅れているほか、整備完了にも長期間を要することから、FIT法における発電設備の認定基準に係る運転開始期限内に送電が開始できず、プロセスに参加している発電事業者の経済性が大きく損なわれつつあります。

- (2) 再生可能エネルギーの適地が偏在しているため、電力系統の容量不足に伴う系統整備の費用負担や、出力変動に対応した調整力の確保が課題になっています。

そのため、現在、国において、電力系統の効率的運用を図るべく「コネクト&マネージ」の検討が進められているほか、電力需給バランスの安定化に向け、出力変動に応じて余剰電力を水素に変換し、これを大量に貯蔵・輸送するシステムを構築するための技術開発に向けた実証事業が進められています。

当県は洋上を含め、国内有数の風力発電適地であるとともに、平成26年8月には、水素社会の実現に向け、水素に関する世界最高峰の技術力を有する国内企業との「連携と協力に関する協定」を締結しており、風力発電により製造する水素に関する実証事業等を効果的に行うための条件が整っています。

また、地球温暖化抑止のため、2050年に向け温室効果ガス80%削減を目指すには、CO<sub>2</sub>回収・有効利用・貯留(CCUS)技術が必要とされております。

当県では、能代沖や秋田沖でCO<sub>2</sub>貯留適地調査が実施されておりますが、当県沖合はCO<sub>2</sub>貯留に適した地層が卓越しているほか、風力発電によるCO<sub>2</sub>フリー水素を活用したメタネーション等のカーボンリサイクルに係る実証事業の場としても条件が整っております。

- (3) 電源立地地域対策交付金(初期対策交付金相当部分)は、重要電源開発地点が交付対象となっており、「重要電源開発地点の指定に関する規程」(平成17年2月18日官報告示、同日施行)により、電気事業者等の申請に基づき、出力1万kW以上の地熱発電施設を対象電源として、経済産業大臣が「重要電源開発地点」の指定を行い、地元合意形成や関係省庁に

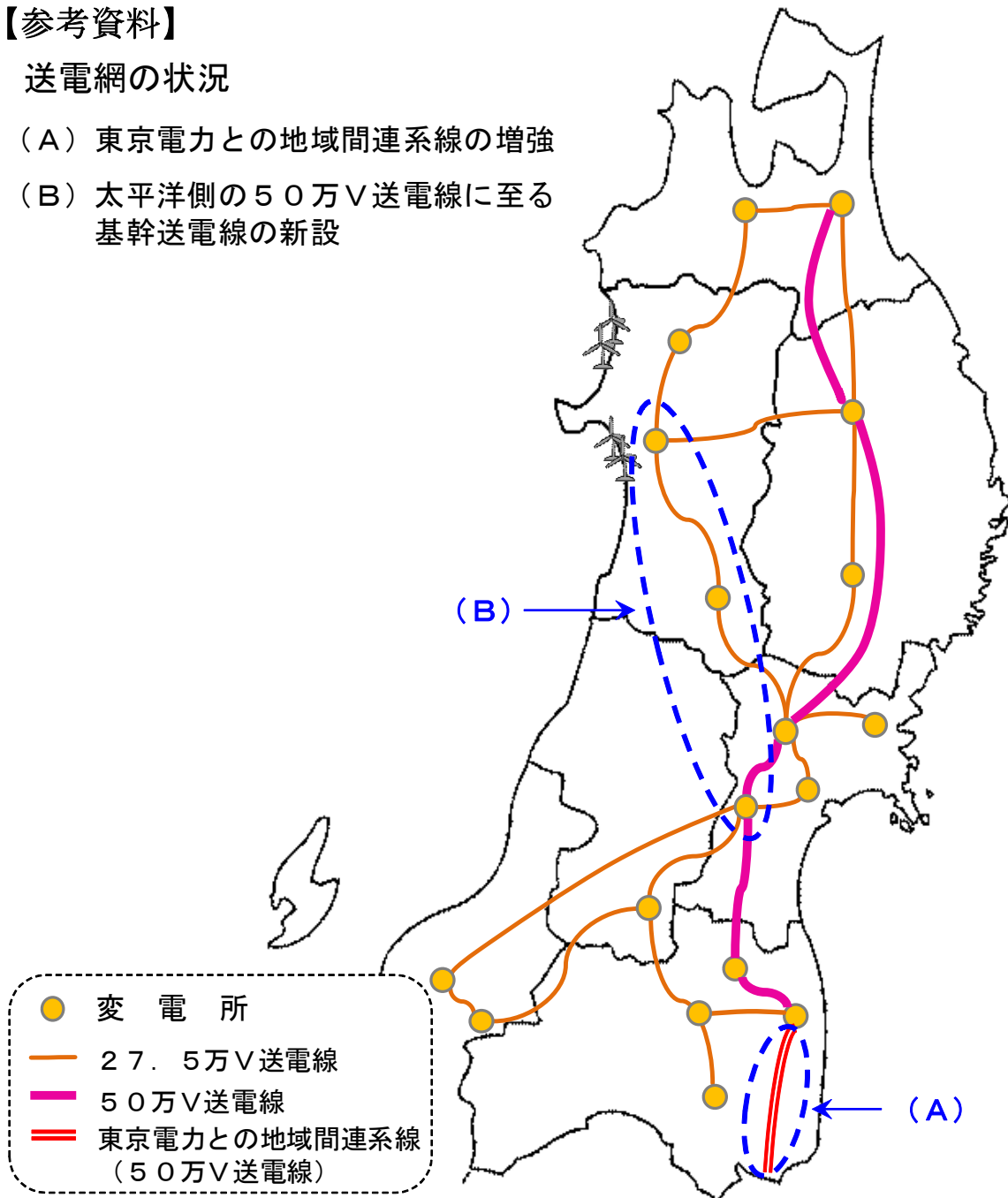
おける許認可の円滑化などを図ることとされています。

当県では、かたつむり山発電所（仮称）（14,990kW予定）の事業計画が具体化しつつあり、早期の重要電源開発地点の指定が待たれています。

## 【参考資料】

### 送電網の状況

- （A）東京電力との地域間連系線の増強
- （B）太平洋側の50万V送電線に至る  
基幹送電線の新設



（県担当課室名 産業労働部資源エネルギー産業課）



---

### Ⅲ-3 環日本海交流や地域の拠点となる秋田港等の整備促進について

---

国土交通省大臣官房、港湾局

---

#### 【要望の内容】

- (1) 海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾（基地港湾）に指定された能代港、秋田港の機能強化を促進すること。
- (2) 秋田港、能代港において、通年で安定した船舶の入港を可能とするため、防波堤の整備等を促進すること。
- (3) 秋田港、船川港、能代港における施設改良（岸壁、船揚場、防波堤）について、整備に必要な予算を確保し支援すること。
- (4) クルーズ船の安全・安心な運航再開のための環境づくりを行うとともに、秋田港本港地区の受入施設の整備に必要な予算を確保し支援すること。

#### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、港湾区域内において大規模な洋上風力発電施設の建設が開始されたほか、日本海側北部沿岸の一般海域においても、洋上風力発電の先行的な建設計画が進められています。  
本年7月には、当県の「能代市、三種町及び男鹿市沖」、「由利本荘市沖（北側）・（南側）」が「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」における促進区域に指定されています。  
9月には、港湾法に基づき能代港と秋田港が「海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾（基地港湾）」に指定されており、部材の組立てや積出し、維持管理などを行うための施設整備等の港湾の機能強化が必要です。
- (2) 秋田港及び能代港では、将来の貨物量や航行船舶の増加に対応した環境整備が必要となっています。
- (3) 秋田港、船川港及び能代港では、係留施設の老朽化対策、船舶の大型化に対応した利便性の高い係留施設の整備及び港内静穏度向上のための外郭施設の整備を行う必要があります。
- (4) 国監修により策定されたガイドラインを踏まえ、クルーズ船の受入再開に向けた取組とともに、受入施設の整備を図り、停滞したクルーズ振興を回復させていく必要があります。



# 秋田の重点プロジェクトを支える港湾整備



(県担当課室名 建設部港湾空港課)

---

## Ⅲ-4 中小企業・小規模事業者への経営支援の継続・拡充について

厚生労働省職業安定局  
経済産業省中小企業庁

---

### 【要望の内容】

新型コロナウイルス感染症の拡大により、厳しい経営状況にある中小企業・小規模事業者への無利子・無担保の融資や雇用調整助成金の特例措置について、事業者の経営が一定程度回復するまで継続するとともに、支援の拡充を行うこと。

### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 新型コロナウイルスの感染拡大により、売上が激減するなど多くの企業で業況が悪化し、特に中小企業・小規模事業者では経営の危機に直面しています。
- (2) 中小企業・小規模事業者は、各種融資制度の拡充や雇用調整助成金、持続化給付金などにより、急場を凌いでいる状況にありますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、今後の経済状況の見通しが立たないことから、先行きの不安が大きくなっています。
- (3) 引き続き感染状況や経済状況の推移を見ながら、地域経済の担い手である中小企業・小規模事業者の経営の支援を切れ目なく迅速に実行していくことが必要です。
- (4) 無利子・無担保融資については、保証申込期間及び融資実行期間を延長することや、無利子期間を延長すること、また、雇用調整助成金の特例措置については、来年以降も経済・雇用情勢等を踏まえ柔軟に対応することにより、多くの中小企業・小規模事業者が経営を維持できるようになります。

(県担当課室名 産業労働部産業政策課)

#### IV 新時代を勝ち抜く攻めの農林水産業

---

## IV-1 農業の競争力強化に向けた取組の着実な推進について

---

内閣官房

財務省大臣官房、主計局

農林水産省大臣官房、生産局、

農村振興局、林野庁

---

### 【要望の内容】

- (1) 農業政策については、食料の安定供給はもとより、農業・農村の持つ多面的機能が将来にわたって適切に維持・発揮されるよう、国際通商等の影響を十分に踏まえながら、国内農業の競争力強化に向けた施策を拡充するなど、機動的に対応すること。
- (2) 農業の持続的な発展に向け、「農業農村整備事業」を始め、「産地生産基盤パワーアップ事業」や「畜産クラスター事業」等について、予算を十分かつ安定的に確保すること。

### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 新たな「食料・農業・農村基本計画」のもと、食料の安定供給や農業の持続的な発展に向けた施策を円滑に推進するため、必要な予算を十分かつ安定的に確保することが必要です。  
また、TPP11や日EU・EPA、日米貿易協定の発効を踏まえ、「総合的なTPP等関連政策大綱」と「農業生産基盤強化プログラム」に基づく対策を着実に実行するとともに、牛肉のセーフガード発動基準数量については、米国を含めTPP協定の総枠内で設定することが必要です。
- (2) 当県では、農業の成長産業化を一層加速するため、地域農業の拠点となる園芸や畜産の大規模生産団地を、それぞれ50か所を目標に全県域に整備してきた結果、農畜産物の出荷量が拡大し、農業産出額の伸び率が4年連続で全国トップクラスになるなど、着実に成果が現れてきています。
- (3) こうした大規模生産団地の整備には、「農業農村整備事業」を始め、「産地生産基盤パワーアップ事業」や「畜産クラスター事業」等が不可欠であり、地域の実情に応じた制度にするとともに、これまでの補正予算に加え、当初予算での措置により、必要な予算を安定的に確保することが必要です。

## 【参考資料】

### 1 産地生産基盤パワーアップ事業の実績と計画

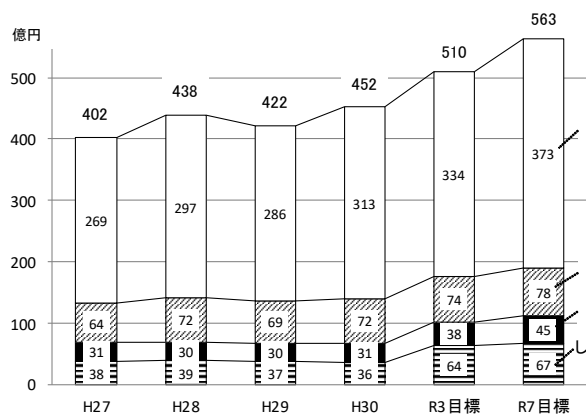
(単位：百万円)

| 予算時期等              | 地 区 名 等                                            | 事業費   | 補助金   |
|--------------------|----------------------------------------------------|-------|-------|
| 令和元年度実績<br>(H30補正) | 横手市十五野地区、鹿角市末広地区、北秋田市綴子地区、大仙市内小友地区、八峰町石川地区など 計27地区 | 2,590 | 1,131 |
| 令和2年度計画<br>(R元補正)  | 横手市醍醐地区、美郷町中野地区、三種町鵜川地区、八峰町峰浜地区、湯沢市秋ノ宮地区など 計19地区   | 2,429 | 1,104 |
| 令和3年度計画            | 秋田市四ツ小屋地区、大仙市内小友地区、大館市早口地区、横手市など 計14地区             | 4,186 | 1,903 |

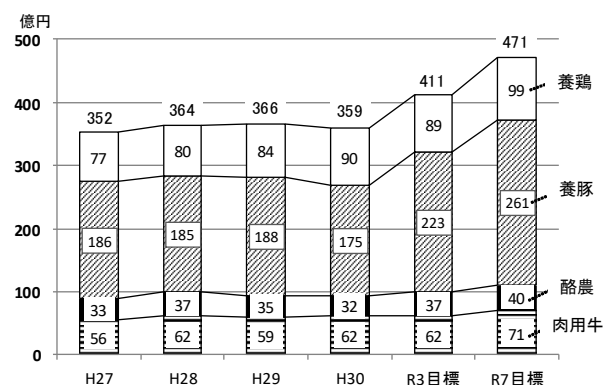
### 2 畜産クラスター事業の実績と計画

(単位：百万円)

| 予算時期等              | 地 区                                  | 事業費   | 補助金   |
|--------------------|--------------------------------------|-------|-------|
| 令和元年度実績<br>(H30補正) | 横手市杉沢地区、三種町豊岡地区、美郷町六郷地区、湯沢市山田地区 計4地区 | 979   | 450   |
| 令和2年度計画<br>(R元補正)  | 男鹿市角間崎地区、大仙市中仙地区、由利本荘市大内地区など 計3地区    | 621   | 281   |
| 令和3年度計画            | 北秋田市鷹巣地区、秋田市河辺地区、大館市 計3地区            | 3,850 | 1,750 |



〔主要園芸作物の産出額の推移と目標額〕



〔畜産産出額の推移と目標額〕

(県担当課室名 農林水産部農林政策課、水田総合利用課、園芸振興課、畜産振興課)

---

## IV-2 スマート農業の推進について

農林水産省大臣官房、生産局、経営局、  
農村振興局、政策統括官、農林水産技術会議

---

### 【要望の内容】

- (1) 国の「スマート農業実証プロジェクト」について、収量性や品質の向上、労働時間の削減、費用対効果や導入基準など、実証で得られた技術・経営双方の効果を国において早期に取りまとめ、生産現場に情報提供すること。
- (2) 大規模農業法人等に対してスマート農業を広く普及していくため、実証プロジェクトで得られた成果をもとに、経営管理や生産・出荷までの一貫体系での取組に対する支援の充実・強化を図ること。
- (3) スマート農機の低価格化に向けた研究開発については、引き続き国段階で推進するとともに、市販段階にある機種を導入にあたっては、農家負担の軽減が図られる支援措置を講じること。
- (4) 普及指導員が、高度化・複雑化する農業現場で効率的な営農指導を行えるよう、スマート技術に関する技術研修を開催するとともに、ICTを活用した指導体制の強化を図ること。
- (5) スマート技術をフルに活用できるよう、ほ場の大区画化や農業用排水路の整備、農村における情報ネットワークの構築など、スマート農業に対応した生産基盤の整備を加速すること。

### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、実証プロジェクトの動画を配信するとともに、独自のスマート農業導入指針の策定に着手していますが、全国での実証プロジェクトの成果を農家に分かりやすく情報発信するなど、スマート農業を「知り」、「試す」ことにつながる環境整備が必要です。
- (2) 実証プロジェクトを通じて、栽培技術はもとより経営全体での効果を検証していますが、こうした取組を拡大していくためには、移植や防除、畦畔除草、収穫、経営管理といった要素技術をパッケージ化して導入することができる事業の充実・強化を図ることが重要です。



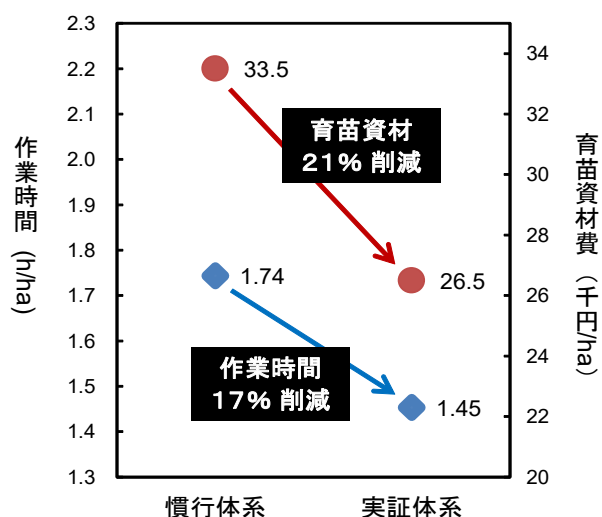
- (3) スマート農機は総じて高額であることから、担い手への普及を図るためには、低価格化に向けた研究開発を加速するとともに、導入に要する費用負担の軽減を図ることが必要です。
- (4) 当県の普及指導に対するアンケート調査では、7割の農家が「タブレットによる説明は分かりやすい」と回答しており、ICTを活用した指導は有効であることから、指導力の向上と併せ、その環境整備が必要です。
- (5) スマート農業の効果は、ほ場や用水など生産基盤の条件に左右されることから、自動走行機に対応したほ場やICTを活用した用水システムなど、技術の効果を最大限に発揮できる生産基盤を整備する必要があります。

## 【参考資料】

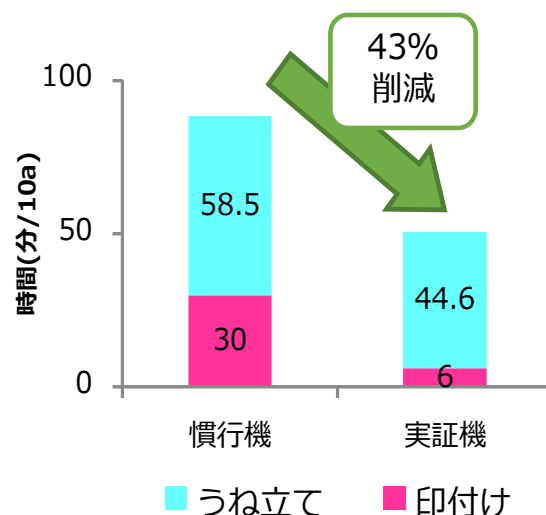
〔水稻一貫体系の実証〕



〔露地小ギク一貫体系の実証〕



スマート農業実証体系による田植作業時間と育苗資材費削減効果



自動直進機能付き「うね内部分施用機」を使用した小ギクうね立て作業時間の比較

(県担当課室名 農林水産部農林政策課、水田総合利用課、園芸振興課、農地整備課)

---

## IV-3 農地中間管理事業の着実な推進について（拡充）

---

農林水産省経営局

---

### 【要望の内容】

- (1) 農地バンク法の改正により、運用や事務手続き等の一部が見直しされた農地中間管理事業について、引き続き、農地中間管理機構や市町村、県の事務負担の更なる軽減が図られるよう、現場の声を十分に反映した内容に随時見直しを行うこと。

- 新** (2) 地域集積協力金の交付対象を、3月から2月までの1年間に機構に貸し付けられた農地だけでなく、複数年度にわたって農地バンクに貸し付けられた農地をまとめて対象とするよう見直しを行うこと。

### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、令和5年度までに担い手への農地集積率を90%まで引き上げることを目標に、関係機関が一体的に活動する推進チームの設置や現地相談員の配置による合意形成活動の展開など、現場段階の推進体制を整備したほか、ほ場整備や園芸メガ団地整備との一体的な取組により、農地の集積・集約化を積極的に推進しています。

また、法改正を踏まえ、集積計画一括方式の導入や、円滑化団体との統合一体化等に関係機関と連携しながら取り組んでいます。

しかし、集積計画一括方式で要件とされている県知事との協議については、市町村の調整、機構による利害関係人の意見聴取、農業委員会の決定を経て権利設定される手続きの中で、形式的な審査となっているため、省略が可能で、更なる手続き期間の短縮も図られます。

この他にも、農地中間管理事業に係る機構及び市町村等においては、契約の更新や管理に加え、「人・農地プランの実質化」等に係る事務量が年々増大しており、引き続き事務手続きの簡素化や運用改善等が必要です。

- (2) 令和元年度に地域集積協力金の交付基準が変更され、従来は複数年度にわたって機構へ貸し付けた農地をまとめて助成対象としたが、事業実施年度の前年度の3月から事業実施年度の2月末までの間に機構に貸し付けられた農地が対象になりました。

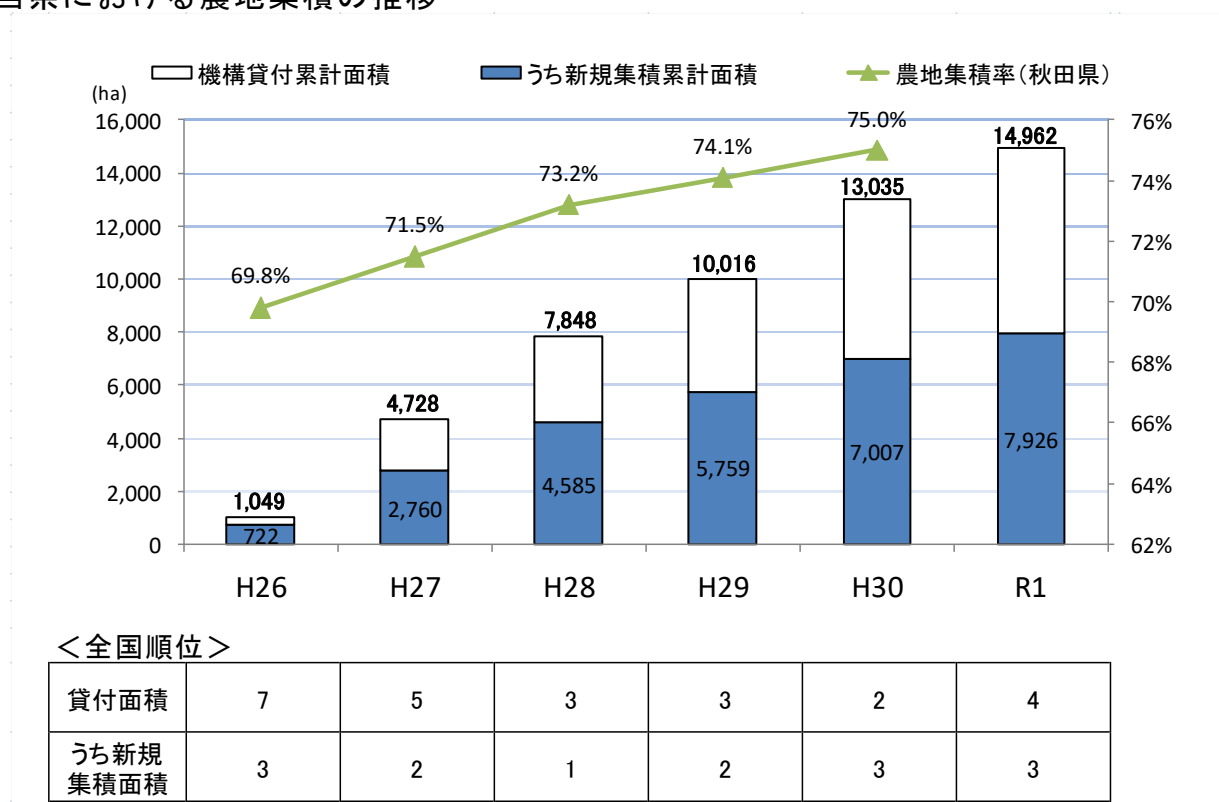


地域集積協力金の交付単価は、1年間の機構の活用率に比例して上がりますが、基盤整備実施地区等では、複数年かけて計画的に集積を進めており、現行制度では年度毎の機構の活用率が低くなり、交付単価が下がる事例が発生します。

協力金を最大限活用するためには、基盤整備地区内の農地を単年度で権利設定し機構の活用率を上げる取組が必要となり、地元の事務負担が極めて大きくなっています。

## 【参考資料】

### 当県における農地集積の推移



(県担当課室名 農林水産部農林政策課)

---

## IV-4 新規就農者や農業法人等の確保・育成について

---

農林水産省経営局

---

### 【要望の内容】

- (1) 次代の地域農業を牽引する担い手の確保・育成に効果が高い「農業次世代人材投資事業」の予算を十分に確保し、認定就農者や移住就農者等への支援を強化すること。  
また、新規就農者の受入と営農定着を図るため、サポート体制の整備に係る予算を十分に確保すること。
- (2) 農業法人等の経営規模の拡大や複合化等を加速する、新たな「強い農業・担い手づくり総合支援交付金（融資主体補助型）」については、現場の要望に応えられるよう十分な予算を確保すること。

### 【要望の背景や当県の取組】

#### 《新規就農者の育成・確保》

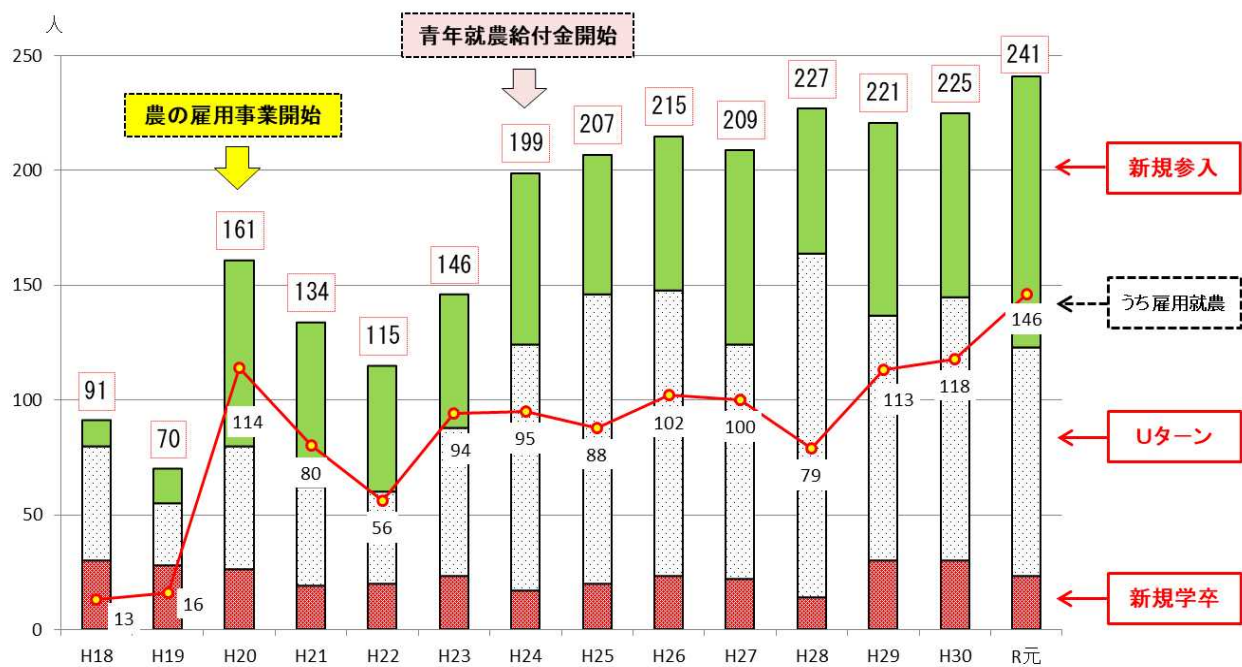
- (1) 当県では、就農希望者の就農相談から、就農前研修の実施、就農に向けた機械・施設導入に対する支援など、総合的な就農対策の実施により、近年、年間200人を超える新規就農者を確保しています。  
しかし、農業就業者全体では依然として減少が続いており、地元出身者はもとより、移住者を含め、更なる確保が必要になっています。
- (2) 「農業次世代人材投資事業」については、交付に必要な予算を十分に確保するとともに、制度の見直しを行う際は、交付を前提として前年度から研修や経営開始に向けた準備を行っている新規就農者の実態を踏まえ、混乱を招かないよう十分な周知期間や経過措置を設けるなど、柔軟な運用が必要です。
- (3) コロナ禍により地方への回帰志向が高まっている中、就農に資する情報の収集・発信や相談活動を行う専門員の配置など、新規就農のサポート体制を整備する「農業経営者総合サポート事業（都道府県新規就農相談事業）」においても、十分な予算を確保することが必要になっています。

## 《農業法人の育成・確保》

(4) 「人・農地プラン」に位置付けられた農業法人等の中心経営体の経営基盤の強化を支援する「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」については、例年、事業要望に対する事業採択率が低いことから、事業要望に十分対応できる予算を確保する必要があります。

### 【参考資料】

#### 1 当県における新規就農者の推移



#### 2 新規就農者への支援活動



〔新規就農者に対する相談活動〕



〔移住就農希望者の収穫体験研修〕

(県担当課室名 農林水産部農林政策課)

---

## IV-5 需要に応じた米生産推進のための環境整備について (拡充)

総務省自治財政局  
農林水産省生産局、政策統括官

---

### 【要望の内容】

- (1) 需要に基づいた米生産を進めるため、播種前を基本に、数量や価格に関する事前契約を締結する取組が普及・定着するよう、卸売業者や実需者の理解と協力を促すこと。  
併せて、方針作成者や生産者が需給状況を的確に把握できるよう、主食用米の産地・銘柄別の需要動向や在庫量など、きめ細かな情報を迅速に提供すること。

- (2) 水田のフル活用と地域の創意工夫による産地づくりを推進するため、「水田活用の直接支払交付金」の交付水準を維持するとともに、主食用米の需給の均衡を図るため、備蓄米や飼料用米など非主食用米のインセンティブを高めること。

- 新** (3) 集荷業者が、需給状況に応じて自主的な判断で飼料用米等に転換できるよう、制度の見直しを行うこと。  
また、豊作や予期せぬ需要減により発生した余剰米を市場から隔離するなど、翌年産に影響を与えないよう実効性のある新たな需給調整のシステムを構築すること。

- (4) 穀類乾燥調製貯蔵施設等の基幹施設について、耐震性診断や維持・更新計画の策定、それに伴う施設の改修に対する支援対策について、十分な予算を確保すること。

- (5) 主要農作物の優良種子の安定供給に支障を来さないよう、都道府県での取組状況に応じた地方財政措置を堅持すること。

### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 米の需要を見極め、価格の安定を図るため、県農業再生協議会では、集荷団体に対し、数量のみならず、価格も含めた事前契約を推進していますが、価格については、依然として実需者側の理解が進んでいない実態があり、国が事前契約のあり方をモデル的に提示していくことが必要です。  
また、特に需給緩和の局面において、集荷業者等が販売計画を策定する際には、タイムリーできめ細かな情報提供が必要です。

- (2) 需給状況の悪化が見込まれていても、主食用米と非主食用米の価格差があるため、生産者に作付転換を求めることは難しいことから、備蓄用米や飼料用米など非主食用米については、取組が後退することがないように、一層インセンティブを高め、作付けを誘導する対策が必要です。
- (3) 生産者に直接交付金が支払われる制度の下では、作付け後に主食用米から非主食用米へ転換することは困難であるのが現状です。  
また、今年産のように需要や作柄変動等により著しく需給バランスが崩れた場合は、その余剰分を飼料用米や備蓄米に振り向けるなど、需給を緊急的に改善するとともに、翌年の生産に影響を与えないようにする制度の抜本的な見直しが必要です。
- (4) 当県では、稲作の基幹施設として整備されている45基の穀類乾燥調製貯蔵施設について、これまで小規模な補修を繰り返しながら利用していますが、老朽化や機能低下が著しく、地震などにも対応できるよう、施設の抜本的な改修や機能強化、更新が喫緊の課題になっています。
- (5) 主要農作物の種子生産は、我が国における食糧生産の根幹を成すものであることから、種子法廃止による優良種子の安定供給に対する不安の声を払拭するとともに、生産現場に優良種子を安定的かつ継続的に供給できるよう、これまで都道府県が担ってきた体制を堅持していく必要があります。

## 【参考資料】

### 1 事前契約の状況

(単位：千玄米トン)

|                      | 平成30年          | 令和元年           |
|----------------------|----------------|----------------|
| 集荷数量                 | 251.6          | 276.8          |
| うち事前契約数量<br>(事前契約比率) | 182.4<br>(73%) | 190.4<br>(69%) |

### 2 水田活用の直接支払交付金の交付状況

(単位：億円)

|        | 平成30年 | 令和元年  |
|--------|-------|-------|
| 戦略作物助成 | 83.4  | 78.2  |
| 産地交付金  | 36.0  | 36.3  |
| 計      | 119.4 | 114.5 |

### 3 当県におけるカントリーエレベーター(CE)の設置状況

(単位：基)

| 設置時期       | S40～59 | S60～H9 | H10～19 | H20～ | 計  |
|------------|--------|--------|--------|------|----|
| 設置基数       | 19     | 16     | 4      | 6    | 45 |
| うち耐用年数経過 ※ | 15     |        |        |      | 15 |

※全体のうち、耐用年数(鉄筋コンクリート造サイロ：35年)を超えて更新等が行われていないもの。

(県担当課室名 農林水産部水田総合利用課)

---

## IV-6 C S F のまん延防止対策の徹底について

---

農林水産省消費・安全局

---

### 【要望の内容】

- (1) 飼養豚へのワクチン接種については、養豚場や野生イノシシで発生した県とその隣接県に加え、希望する都道府県においても実施可能とすること。
- (2) 家畜防疫員に限定されているワクチン接種について、都道府県が指定する獣医師などによる接種を認め、効率的にワクチン接種できるようにするとともに、接種にかかる経費について、特別交付税措置を継続すること。
- (3) 海外の発生地から直行便が就航している地方空港に検疫探知犬を配備するほか、地方空港における消毒の実施や養豚場等における消毒薬散布機等の購入支援を継続すること。

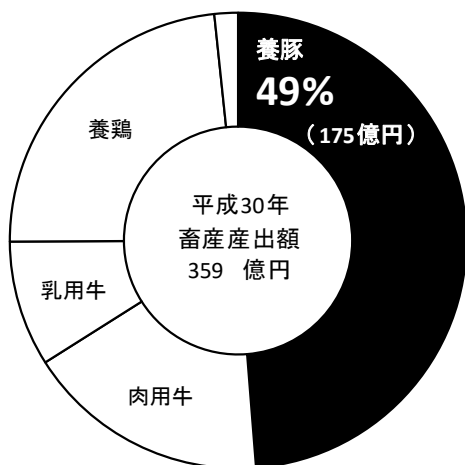
### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 今年9月、福島県で東北初となる陽性の野生イノシシが確認されるなど、想定以上の早さで感染が拡大しており、本県を含む東北地域では、飼養豚でのC S F 発生リスクがこれまでにないほど高まっています。
- (2) 国の防疫指針では、県内や隣県の養豚場又は野生イノシシで発生しないとワクチンを接種できないことになっていますが、確実に感染を予防するためには、種豚等の取引先の県外養豚場で発生した場合や接種県との往来が多く感染が危惧される県についても接種可能とする必要があります。
- (3) ワクチン接種を開始すると、家畜保健衛生所等の業務量が増加し、今後、H P A I 等重大な感染症が発生した場合には、防疫措置に支障を来すことが懸念されることから、家畜防疫員以外の獣医師等によるワクチン接種を可能にする必要があります。
- (4) ワクチン接種に伴い、ワクチンや抗体検査試薬の購入費など、都道府県の負担が増加することから、特別交付税措置を継続し、財政負担を軽減する必要があります。
- (5) 旅行者の肉製品の持ち込みが後を絶たず、依然として我が国への侵入リスクが高まっているため、海外の発生地から直行便が就航している地方空港においても検疫探知犬を配備するとともに、地方空港や養豚場等各段階での消毒、侵入防止等の徹底が必要です。

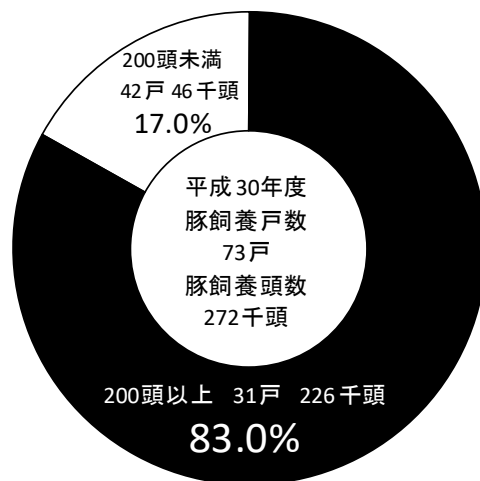


## 【参考資料】

### 1 本県における養豚業の状況



〔畜種別農業産出額の割合〕



〔大規模化が進展（繁殖雌豚飼養規模別頭数）〕

### 2 大規模養豚団地



〔小坂町：ポークランドグループ〕

### 3 県内空港における靴底消毒マットの設置



〔秋田空港〕

〔大館能代空港〕

（県担当課室名 農林水産部畜産振興課）

---

---

## IV-7 農業農村整備事業の予算確保等について

農林水産省大臣官房、農村振興局

---

---

### 【要望の内容】

- (1) 農業農村整備事業は、生産コストの大幅な縮減はもとより、担い手への農地集積や高収益作物への転換、スマート農業の導入にも必要不可欠であり、農業用水の安定供給や農村地域の安全・安心を確保する上でも極めて重要な施策であることから、今後とも必要な予算を安定的に確保すること。
- (2) 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策は令和2年度までの措置となっていますが、農業用ため池等の防災・減災対策は長期間にわたることから、3年度以降も必要な予算を確保し支援を継続すること。

### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、米依存から脱却し効率的で収益性の高い生産構造への転換を図るため、園芸メガ団地を始めとする各種施策を強力に推進した結果、米以外の産出額が過去20年間で最高水準となるなど、着実に成果が現れてきています。
- (2) 複合型生産構造への転換には基盤整備が不可欠であり、ほ場整備においても、多くの実施要望があるなど一層の事業実施が求められていることから、園芸振興施策や農地中間管理事業と三位一体で進める「あきた型ほ場整備」を重点施策として推進しています。
- (3) 当県の基幹的農業水利施設の3割以上が標準耐用年数を超過しており、施設の長寿命化や防災・減災のための補修・更新等を計画的に実施するとともに、自然災害の激甚化・頻発化や農業構造の変化等に対応するため、農業水利施設の維持管理に対する支援の強化が必要です。
- (4) 特に、農業用ため池については、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」等に基づき、技術的・財政的な支援を行い、計画的・効率的に改修や耐震化工事等を進める必要があります。



- (5) また、大潟村内の農業水利施設は、干拓事業により整備してから半世紀以上経過し老朽化が著しいことから、「国営かんがい排水事業八郎潟地区」の令和3年度の新規採択と計画的な事業実施が必要です。

### 【参考資料】

〔あきた型ほ場整備による園芸作物の産地づくり〕

**由利本荘市 平根地区**（令和元年度農業農村整備優良地区コンクール農業振興部門農林水産大臣賞）

ほ場整備を契機に設立した農事組合法人平根ファームに、事業地区の農地を100%集積し、  
リンドウ、小ギク、アスパラガスの園芸メガ団地を整備。



平根地区全景



農事組合法人 平根ファーム



小ギクの出荷調製



リンドウの収穫

〔ため池の防災・減災対策〕



令和2年7月豪雨によるため池の決壊  
下が沢上ため池（秋田市）

〔国営かんがい排水事業 八郎潟地区〕



八郎潟地区全景

（県担当課室名 農林水産部農地整備課）

---

---

## IV-8 水産基盤整備事業の予算確保について

農林水産省水産庁

---

---

### 【要望の内容】

漁港・漁場等の生産基盤を計画的に整備する「水産基盤整備事業」は、当県漁業の振興を図る上で極めて重要な施策であることから、必要な予算を安定的に確保すること。

### 【要望の背景や当県の取組】

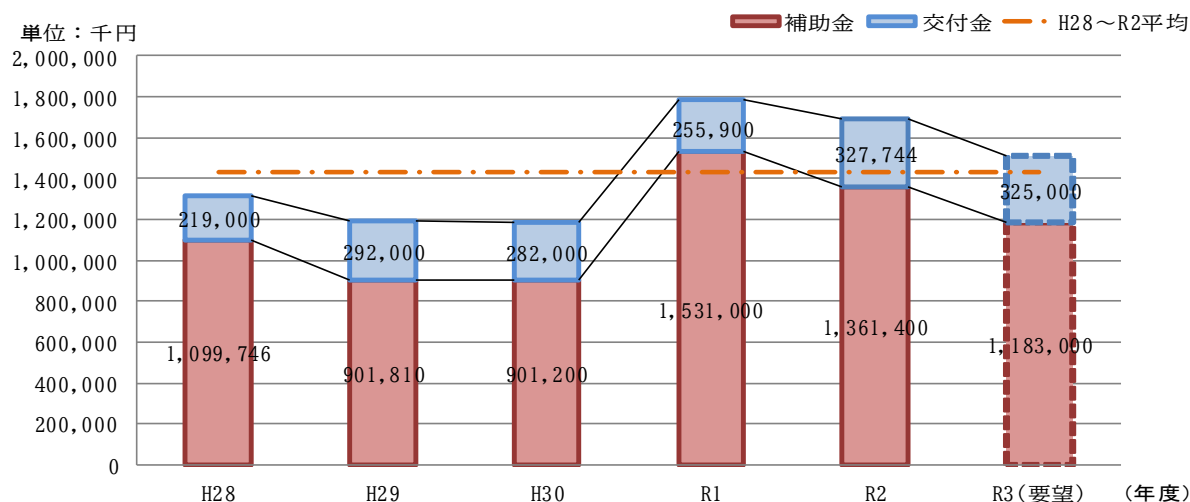
- (1) 当県では、令和元年9月に全国豊かな海づくり大会を開催し、漁業者と一体となって当県の特色ある水産資源等を広くアピールしたところであり、これを契機に、つくり育てる漁業を一層推進するとともに、水産物の高付加価値化などに取り組み、水産業の振興と漁村の活性化を図ることにしています。
- (2) このため、県の魚であるハタハタを始めとした水産資源の維持・増大や新規就業者の確保・育成に加え、新たに漁港内を活用した蓄養試験に取り組んでいるほか、水産基盤整備事業により、漁港の長寿命化や防災機能の強化に取り組んできたところです。
- (3) こうした取組に加え、水産生物の良好な生息環境の確保と漁業者の所得向上を図るため、新たな漁場整備計画に基づき、令和3年度から海洋環境の変動に対応した魚礁の再整備に取り組むほか、引き続き、海底耕うんにより底質改善を図ることにしています。
- (4) 安心・安全な漁業経営に向け、これらの整備を長期間にわたって計画的に実施していくためには、つくり育てる漁業の推進や防災・減災対策のための予算を安定的に確保する必要があります。

## 【参考資料】

### 1 水産基盤整備事業の整備計画

| 事業名           | 区分  | 地区名              | 事業内容      | 事業主体  | 実施年度    |
|---------------|-----|------------------|-----------|-------|---------|
| 水産環境整備事業      | 補助金 | 秋田県（金浦漁場）        | 漁場整備      | 県     | H29～R3  |
|               |     | 秋田県（八森漁場ほか7漁場）   | 漁場整備      | 県     | R3～R12  |
| 水産流通基盤整備事業    |     | 椿（船川港）           | 漁港施設整備    | 県     | H29～R3  |
| 水産生産基盤整備事業    |     | 岩館               | 漁港施設整備    | 県     | H29～R3  |
|               |     | 八森               | 漁港施設整備    | 県     | H29～R3  |
|               |     | 秋田県（岩館漁港ほか7漁港）   | 漁港施設の長寿命化 | 県     | H22～R9  |
| 水産物供給基盤機能保全事業 |     | 潟上               | 漁港施設の長寿命化 | 潟上市   | H22～R3  |
|               |     | 由利本荘市（道川漁港ほか1漁港） | 漁港施設の長寿命化 | 由利本荘市 | H24～R8  |
|               |     | 男鹿市（加茂漁港ほか1漁港）   | 漁港施設の長寿命化 | 男鹿市   | H27～R10 |
| 漁港施設機能強化事業    |     | 金浦               | 漁港施設の機能強化 | 県     | R2～R6   |
|               |     | 潟上               | 漁港施設の機能強化 | 潟上市   | R2～R3   |
| 漁村再生交付金       | 交付金 | 秋田県沖合            | 漁場整備      | 県     | R3～R7   |
| 海岸保全施設整備事業    |     | 平沢               | 海岸施設の機能強化 | 県     | H29～R3  |
|               |     | 椿（船川港）           | 海岸施設の機能強化 | 県     | H30～R4  |
|               |     | 象潟               | 海岸施設の機能強化 | 県     | R3～R7   |
|               |     | 八森               | 海岸施設の機能強化 | 県     | R3～R7   |

### 2 水産基盤整備事業の事業費の推移（当初予算ベース）



### 3 状況写真



〔海底耕うん作業状況 秋田県沖合〕



〔蓄養試験状況 椿（船川港）〕

（県担当課室名 農林水産部水産漁港課）

---

---

## IV-9 森林環境保全整備事業の予算確保について

農林水産省大臣官房、林野庁

---

---

### 【要望の内容】

森林整備を計画的に推進するため、「森林環境保全整備事業」の予算について、安定的かつ十分に確保すること。

特に、「森林環境保全直接支援事業」は、森林の有する多面的機能の発揮や林業の持続的な発展を図る上でも、極めて重要な事業であることから、予算の拡充を図ること。

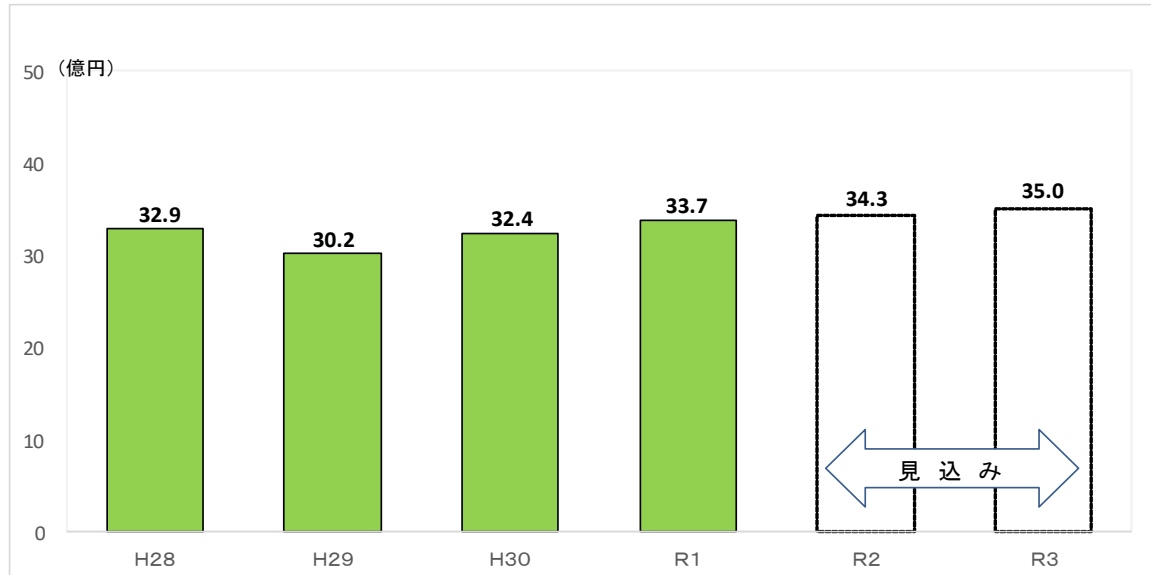
### 【要望の背景や当県の実施】

- (1) 森林整備は、国土強靱化や地球温暖化防止等へ貢献するだけでなく、素材生産の拡大による地域経済の活性化や雇用の創出などにより、地方創生にもつながります。
- (2) 当県では、新型コロナウイルス感染症拡大により木材需要が減少する中、伐採作業から保育作業へ移行するための事業を創設し、経営と雇用の維持に努めておりますが、引き続き雇用対策の観点から森林整備を促進する必要があります。
- (3) また、当県では再造林面積を拡大する目標を掲げ、令和元年度から県単独事業による低コスト化技術の普及を進め、増加基調に転じたところでありますが、今後も将来にわたり森林資源を維持するためには一層の推進を図る必要があります。
- (4) このため、森林資源の循環に不可欠な再造林や保育、間伐等の森林整備のほか、効率的な森林施業に必要な林道整備等の公共事業については、必要な予算を安定的かつ十分に確保することが必要です。

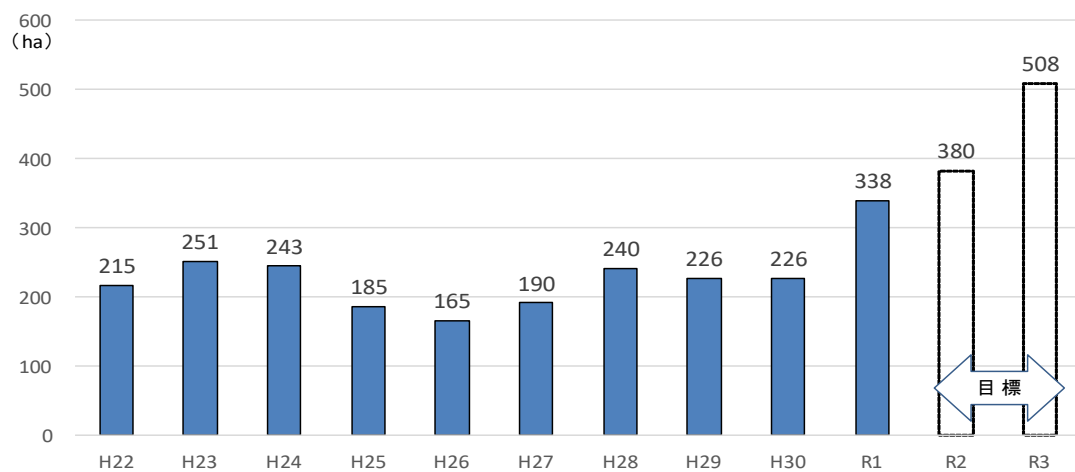


## 【参考資料】

### 1 森林整備事業 執行額（公共＋非公共）の推移（当初予算と補正を含む）



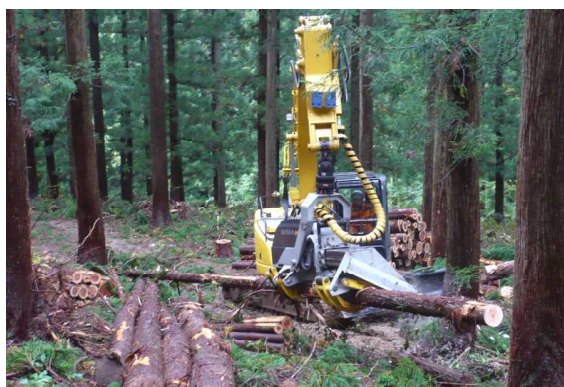
### 2 再造林面積の推移



### 3 森林整備事業の取組



〔植栽作業中〕



〔間伐作業中〕

（県担当課室名 農林水産部林業木材産業課）

## IV-10 治山事業の推進について

農林水産省林野庁

### 【要望の内容】

荒廃した森林の復旧や山地災害の防止に必要な施設の計画的な整備、老朽化が進んだ治山施設の補修等を進めるため、治山事業の予算を十分に確保すること。  
また、防災・減災、国土強靱化のための対策を継続すること。

### 【要望の背景や当県の取組】

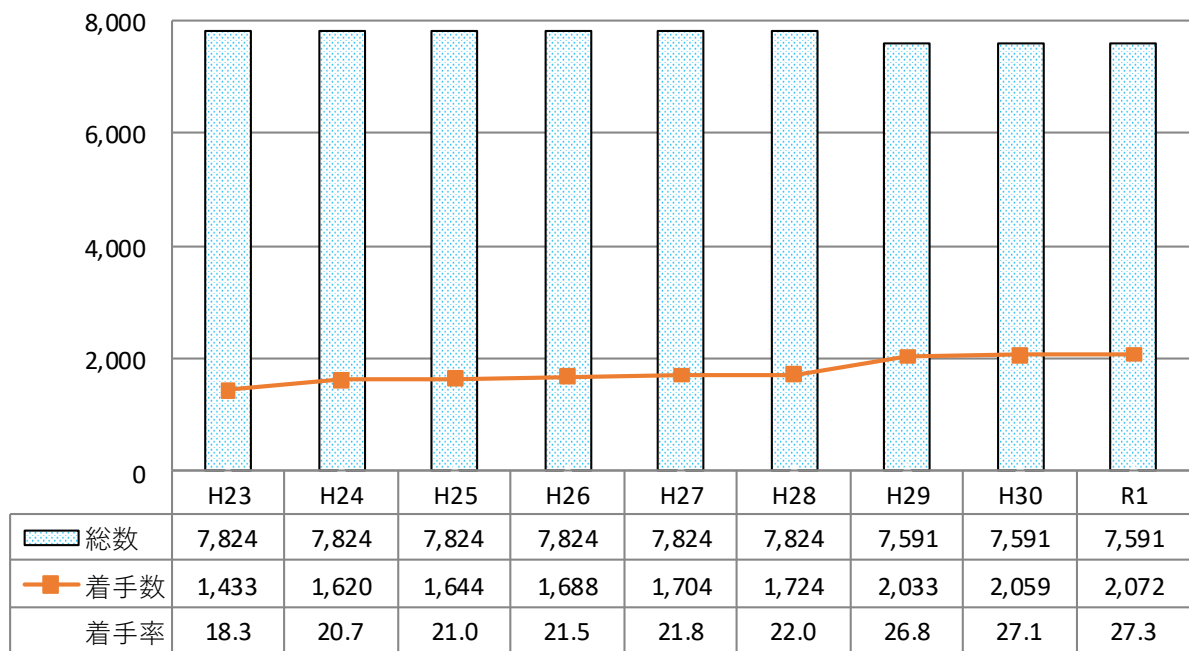
- (1) 近年、局地的な集中豪雨等により甚大な山地災害が多発しており、緊急性のある箇所については、災害復旧事業により対応しているところですが、経常の治山事業により復旧対策を図る箇所が累積している状況にあることに加え、山地災害危険地区のうち、これまでに対策工事に着手した箇所は、いまだ27%にとどまっていることから、補正予算等を含め、更なる予算の拡充を図る必要があります。
- (2) 将来にわたって治山施設の機能が確実に発揮できるよう、今年度中に策定するインフラ長寿命化計画に基づき、老朽化により破損した治山ダムや機能が低下した地すべり防止施設の補修等を早急に進める必要があります。
- (3) 「防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策」に基づき、集中的に事業を実施してきたところですが、その間も頻発する豪雨等により緊急に対策を実施すべき地区等が発生していることから、令和3年度以降も対策の継続が必要となっています。

### 【参考資料】

#### 1 治山事業施行要望及び実施箇所数

| 区分 | H30 |      | R1  |      | R2  |      | R3  |      |
|----|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|
|    | 地区数 | うち新規 | 地区数 | うち新規 | 地区数 | うち新規 | 地区数 | うち新規 |
| 要望 | 113 | 36   | 112 | 38   | 105 | 35   | 99  | 45   |
| 実施 | 77  | 31   | 80  | 38   | 87  | 25   | —   | —    |
| 差  | 36  | 5    | 32  | 0    | 18  | 10   | —   | —    |

## 2 山地災害危険地区における工事着手数の推移



※山地災害危険地区は平成29年度の全体見直しによる区分等変更に伴い、総数が減となっている。

## 3 荒廃した森林や老朽化施設の状況



〔山腹荒廃地〕



〔溪流荒廃地〕



〔老朽化ダム〕

(県担当課室名 農林水産部森林整備課)

## IV-11 森林病虫害等防除対策の予算確保について

農林水産省林野庁

### 【要望の内容】

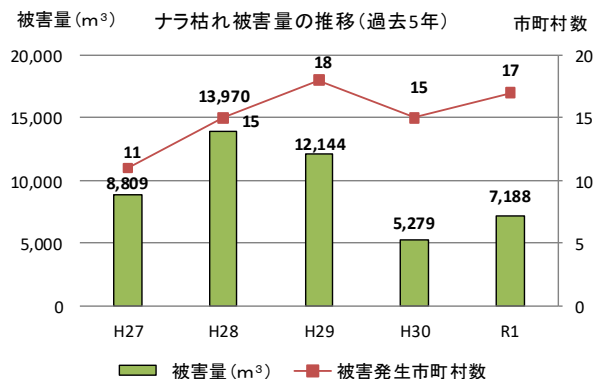
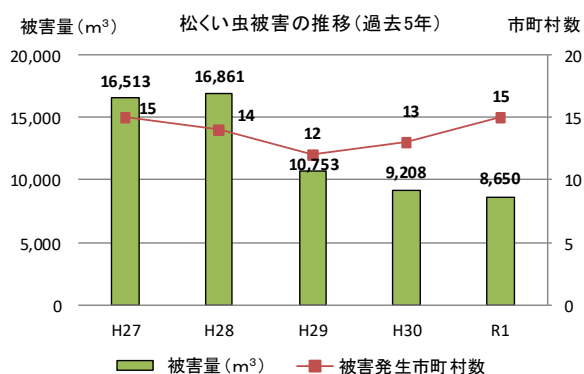
松くい虫被害及びナラ枯れ被害の拡大を防止するため、森林病虫害被害対策に必要な予算を十分に確保すること。

### 【要望の背景や当県の実情】

- (1) 当県では、海岸等の保全マツ林を中心に、松くい虫被害木の伐倒駆除や薬剤散布等による防除に取り組んでいますが、特に、県北部では依然として高い水準での被害発生が続いていることから、今後も徹底した対策の継続が必要です。
- (2) また、ナラ枯れについては、被害が再び拡大する傾向にあることから、森林病虫害等防除事業による駆除や樹幹注入に加え、森林整備事業の更新伐を活用したナラ林の若返りを奥地でも進める必要があります。

### 【参考資料】

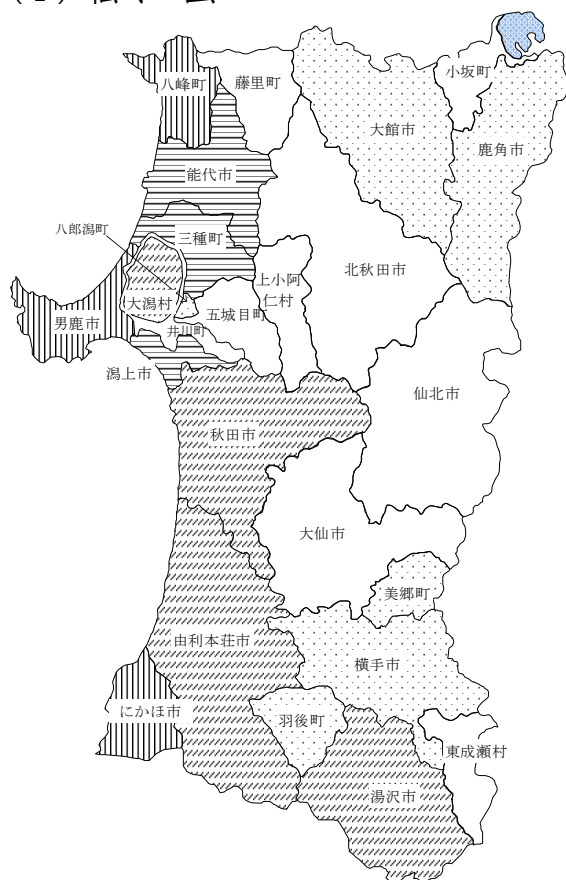
#### 1 被害量の推移



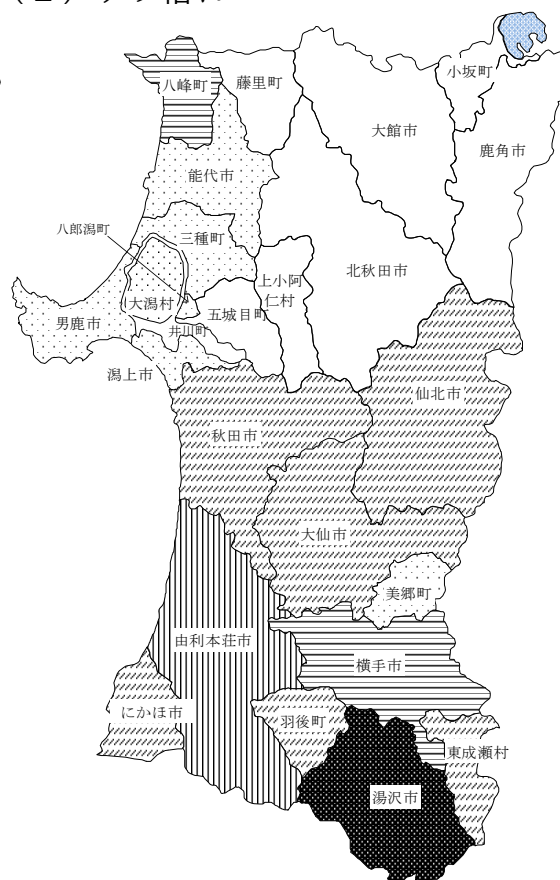


## 2 令和元年度森林病虫害被害状況

### (1) 松くい虫



### (2) ナラ枯れ



| 凡 | 例                            |
|---|------------------------------|
|   | 2,000m <sup>3</sup> 以上       |
|   | 1,000～2,000m <sup>3</sup> 未満 |
|   | 500～1,000m <sup>3</sup> 未満   |
|   | 100～500m <sup>3</sup> 未満     |
|   | 1～100m <sup>3</sup> 未満       |
|   | なし                           |

## 3 被害対策の状況



〔松くい虫薬剤散布（地上散布）〕



〔ナラ枯れ伐倒駆除〕

（県担当課室名 農林水産部森林整備課）

---

---

## IV-12 「緑の人づくり」総合支援対策予算の確保について

農林水産省林野庁

---

---

### 【要望の内容】

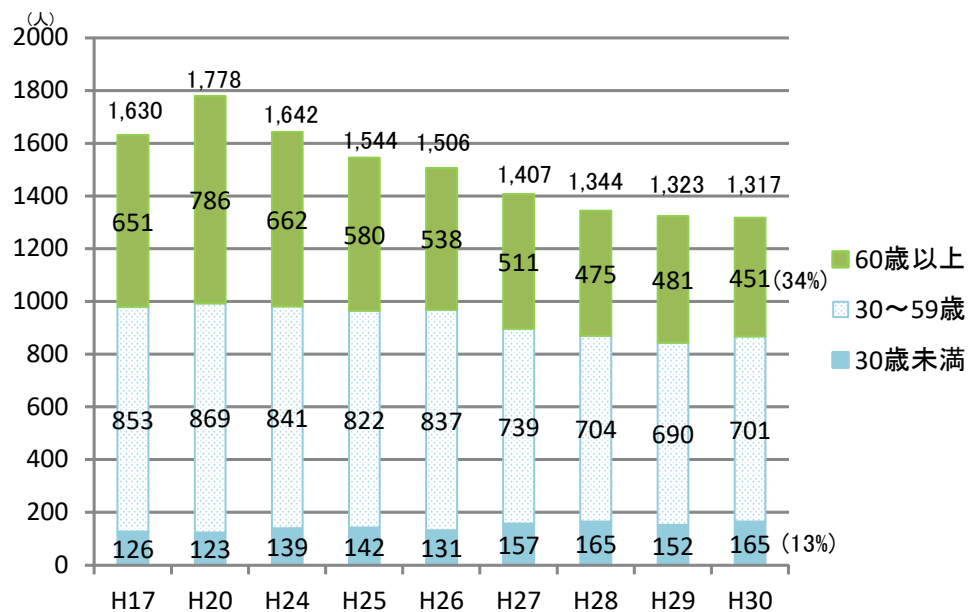
森林・林業に関する高度な知識と技術を有する人材を確保・育成できるよう「緑の人づくり」総合支援対策のうち、特に、林業への就業を希望する若者が、安心して研修に専念できる環境を整備するため、「緑の青年就業準備給付金事業」の予算を十分に確保すること。

### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 現在、当県の30歳未満の林業従事者比率は、1割程度となっており、全国屈指のスギ人工林資源の循環利用を図りながら、林業・木材産業の成長産業化を進めるためには、とりわけ若者を主体とした高い技術力を持つ人材の確保・育成が必要です。
- (2) このため、平成27年度に開講した秋田林業大学校では、高性能林業機械の操作・メンテナンスや労働安全衛生に関する実習など、現場技術の習得に加え、スマート林業に対応した研修を実施するなど、今後の課題も見据えた人材の育成に取り組んでおり、就業先から高い評価を得ています。
- (3) 今後も、林業への就業を希望する若者が、秋田林業大学校において、質の高い研修を安心して受講できるよう、「緑の青年就業準備給付金」の予算を十分かつ安定的に確保する必要があります。

## 【参考資料】

### 1 秋田県の年代別林業従事者数の推移



### 2 緑の青年就業準備給付金実績

単位：千円

| 年度         | 給付人数(人) | 給付額     | 年給付額/人 | 月額/人  |
|------------|---------|---------|--------|-------|
| H28        | 35      | 48,090  | 1,374  | 124.9 |
| H29        | 35      | 43,155  | 1,233  | 112.1 |
| H30        | 32      | 40,295  | 1,260  | 115.0 |
| R 1        | 31      | 33,418  | 1,078  | 98.0  |
| R2(9月1日現在) | 31      | ※37,427 | 1,207  | 109.7 |
| R3要望見込     | 34      | 48,246  | 1,419  | 129.0 |

※令和2年度要望額 43,989千円(31人×1,419千円/人)

### 3 秋田林業大学校の研修状況



(県担当課室名 農林水産部森林整備課)

---

## IV-13 新型コロナウイルス感染症による農林水産業への影響 に対する対策について

農林水産省大臣官房、食料産業局、生産局、  
経営局、政策統括官、林野庁、水産庁

---

### 【要望の内容】

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大によって販売が低迷している農林水産物について、国内における需要回復や輸出の拡大を図るとともに、農林漁業者が生産意欲を失うことのないよう、万全の対策を講ずること。
- (2) 特に、影響の長期化が懸念される林業・木材産業について、林業事業体の雇用の維持や事業の継続に対する支援を継続するとともに、木材需要の拡大に向けた対策を講じること。
- (3) 肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）について、負担金納付の猶予を継続するとともに、従前の地域の実態に合わせた算定方法にすること。

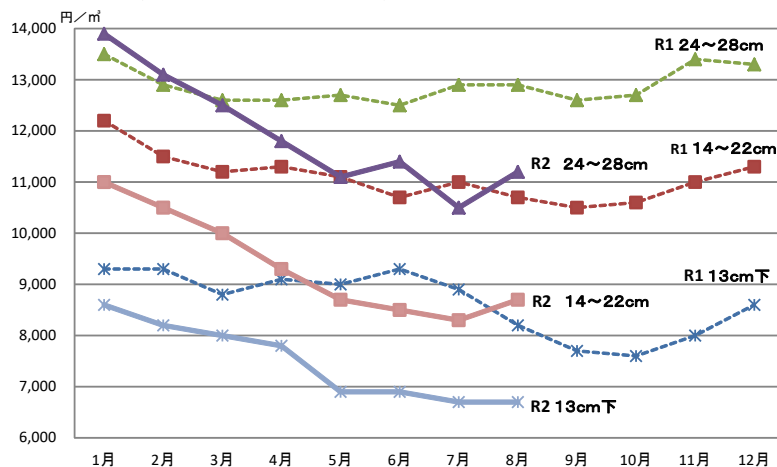
### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 農林水産業全般にわたって、在庫の増大や価格の下落、雇用環境の悪化など、甚大な打撃を被っていることから、当県では、需要喚起や雇用維持等に取り組んでおりますが、農林漁業者が意欲を持って生産に取り組むためには、需要の回復による販売環境の改善や価格の安定に加え、事業の継続や再生産に向けた経営支援が必要です。
- (2) 林業・木材産業では、住宅等の木材需要の落ち込みに加え、需要動向に対する先行きの不透明感から、在庫の増加に伴う生産現場での減産や、原木・製品価格の下落等が見られており、事業の継続が大きな課題となっています。
- (3) 牛マルキンについては、令和2年4月以降、生産者負担金の納付は免除されているものの、枝肉価格が従前の水準まで回復しておらず、引き続き、負担金納付の猶予継続が必要です。  
また、算定方法については、緊急的な運用改善は行われているものの、標準的販売価格のブロック別算定を見直し、より生産者の実態を反映した算定（都道府県別）に改善する必要があります。

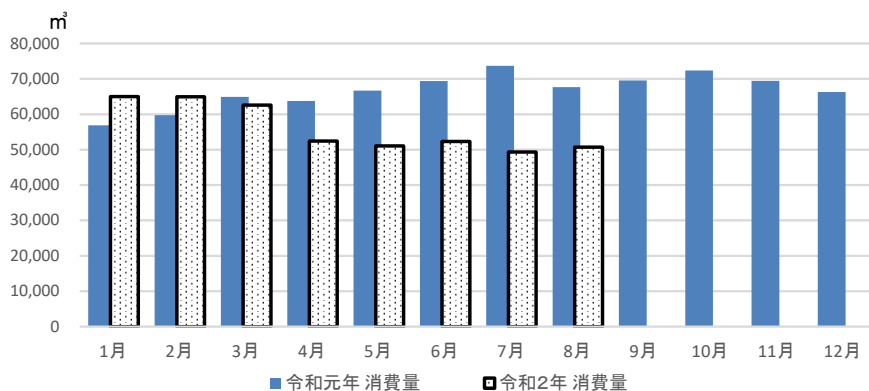
## 【参考資料】

### 1 林業・木材産業の状況

#### (1) 原木市場（森林組合系統）原木価格の推移

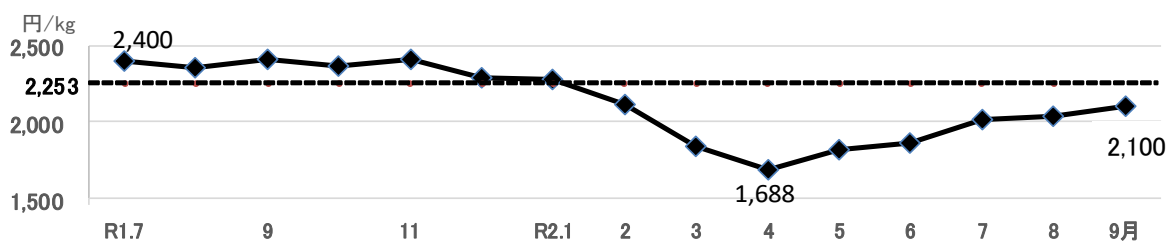


#### (2) 県内合板工場の原木消費量の推移



### 2 牛マルキン制度の状況

#### (1) 黒毛和牛の枝肉価格の推移（東京市場・A4・去勢）



#### (2) 肥育農家の経営試算

| 生産コスト<br>①            | 副産物収入<br>② | 枝肉重量<br>③ | 損益分岐点価格<br>④=(①-②)/③ |
|-----------------------|------------|-----------|----------------------|
| R2. 10~12 : 1,220千円/頭 | 8千円/頭      | 529kg(※)  | 2,291円/kg            |
| R3. 1~3 : 1,180千円/頭   | 8千円/頭      | 529kg(※)  | 2,215円/kg            |
| 平 均                   |            |           | 2,253円/kg            |

※R2. 4~7月のブロック算定平均枝肉重量

（県担当課室名 農林水産部農林政策課、畜産振興課、林業木材産業課）

V 秋田の魅力が際立つ 人・もの交流拡大

---

## V-1 新型コロナウイルス感染症収束後の観光・文化振興に向けた支援の継続について

---

内閣官房  
財務省大臣官房、主計局  
文部科学省大臣官房、文化庁  
国土交通省大臣官房  
観光庁

---

### 【要望の内容】

- (1) 世界中で感染の拡大を見せている新型コロナウイルス感染症の影響により減少した国内外の観光客の回復を図るため、国による観光キャンペーンを強力に推進し、観光流動を促進させるための積極的な取組を行うとともに、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」等の継続により、地域の取組への持続的な支援を行うこと。
- (2) 同様に影響を受けている文化芸術活動を行う事業者等が、新たな生活様式への対応下においても活動を継続できるよう支援を行うとともに、減少した文化芸術活動への参加機運等を復活するため、国によるキャンペーンやプロモーションの展開など、引き続き積極的な取組を行うこと。

### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、国内では大幅な観光客の減少となっており、国による「Go To Travel」キャンペーンのほか、当県でも「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用により、観光需要を喚起させるための取組を実施しているところですが、観光需要の本格的な回復に向けては、感染症の動向を見極めながら国内の観光流動を促進させるキャンペーンの継続のほか、観光事業者等に対しては、臨時交付金の継続等により、各地域が主体となった取組への息の長い支援が必要です。加えて、インバウンドの再開においては、対象国・地域に対し、訪日旅行への不安を払拭するための安全性のPR等について、国によるキャンペーンの推進が必要であるほか、各地域が行う受入態勢の整備や魅力の発信などの誘客促進に対しても、臨時交付金の継続等により取組を促進させる必要があります。
- (2) 公演等の開催については、段階的に制限が緩和されているものの、感染防止対策に係る負担や来場者数の制限により、以前の水準に回復できない状況にあります。地方における文化芸術の衰退を招くことのないよう、文化芸術活動を行う事業者等への支援や、国によるキャンペーンやプロモーションの展開など、引き続き積極的な取組が必要です。

(県担当課室名 観光文化スポーツ部観光振興課、文化振興課)



---

## V-2 あきた芸術劇場整備への支援について

---

国土交通省大臣官房、住宅局

---

### 【要望の内容】

文化芸術の振興はもとより、地域住民の交流を活発にし、まちの賑わい創出を図ることを目的に、「あきた芸術劇場」を秋田市の中心市街地に整備することとし、これまで社会資本整備総合交付金「暮らし・にぎわい再生事業」を活用しながら、実施設計等を進めてきたところであるが、昨年度から本体工事に着手しており、その整備に必要な予算を確保すること。

### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、将来的に人口減少が見込まれる中であっても、良質な行政サービスの提供を持続するため、老朽化した県民会館と秋田市文化会館を1か所に集約し、2つの機能を併せ持った施設を整備することにしました。
- (2) 本事業は、県と市が連携して施設を整備・運営することで、効率的なまちづくりを進め、人口減少下であっても地域の賑わいを再生しようとするものであり、全国のモデルとなり得る取組です。
- (3) 本施設の整備は、県民の鑑賞機会の拡大や文化芸術の振興を図ることを目的にしていますが、施設周辺における民間事業者等のプロジェクトと併せて推進することで、秋田市中心市街地における地域住民相互の交流が一層促進され、賑わいが再生されるものと考えています。
- (4) 今年度も、「暮らし・にぎわい再生事業」を活用し、本体工事を進めており、令和4年の開館に向けて事業が本格化します。

### <スケジュール>

|       |                        |
|-------|------------------------|
| 令和元年～ | 本体工事着手（「暮らし・にぎわい再生事業」） |
| 令和4年  | 施設のオープン                |



## あきた芸術劇場の整備

### 【県民会館】

- 設置者 秋田県 ○ 延床面積 9,304㎡
- 座席数 大ホール 1,839席
- 平成29年度 入場者数 156,857人  
施設稼働率 71.2%
- 主な課題  
築後55年を経過し、施設・設備の老朽化等に伴い、鑑賞者や施設利用者の多様化・高度化するニーズに機能が十分対応できていない状況

### 【秋田市文化会館】

- 設置者 秋田市 ○ 延床面積 14,284㎡
- 座席数 大ホール 1,188席
- 平成29年度 入場者数 104,858人  
施設稼働率 67.7%
- 主な課題  
築後36年を経過し、調光等の舞台関係のほか、空調、給排水等が耐用年数を経過し、大規模改修が必要

## あきた芸術劇場

(延床面積：22,653㎡)

積極的な自主企画事業の推進

発表・鑑賞の場の充実

県民・市民の広場づくり

県民・市民による各種イベント・大規模会議等の開催

情報発信及び県内市町村文化施設との連携

高機能型ホール（2,015席）

舞台芸術型ホール（806席）

### スケジュール

| H27年度               | H28年度 | H29年度     | H30年度 | R元年度    | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|---------------------|-------|-----------|-------|---------|------|------|------|
|                     |       | H29新規事業化  |       | 事業期間    |      |      |      |
| 中心市街地<br>活性化基本計画 策定 | 整備計画  | 基本設計・実施設計 |       | 建築・外構工事 |      |      | 開館   |

あきた芸術劇場完成イメージ



(担当課室名 観光文化スポーツ部文化振興課、建設部建築住宅課)

---

## V-3 秋田新幹線トンネル整備（赤渕～田沢湖間）の促進について

---

内閣官房  
総務省大臣官房、自治財政局  
財務省大臣官房、主計局  
国土交通省大臣官房、鉄道局

---

### 【要望の内容】

東日本旅客鉄道株式会社が、秋田新幹線の高速化や防災対策の強化等を目的として計画している赤渕～田沢湖間のトンネル整備事業の早期実現に向け、幹線鉄道等活性化事業の適用や整備新幹線と同様の地方財政措置などによる積極的な支援策を講じること。

また、秋田新幹線の安全性・安定性の向上は、災害に強い国土形成に資する事業であることから、国が重点的に取り組んでいる国土強靱化の観点からも、支援策の具体化を図ること。

### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 秋田新幹線は、当県と首都圏や仙台市、盛岡市等を結ぶ大動脈として、産業・経済活動、国内外からの観光誘客、県民生活などを支える重要な交通基盤であり、当県の発展に大きく寄与しています。
- (2) また、国内最高速度を誇る東北新幹線との直通運転により首都圏との速達性が確保されているほか、日本海側と太平洋側を直接結ぶ北東北唯一の幹線として災害時のリダンダンシー機能を担う路線であり、秋田新幹線の安全で安定した運行は、国が進める国土強靱化を実現する上でも欠かせないものです。
- (3) しかしながら、秋田新幹線は、急峻な奥羽山脈を横断するため、豪雨や豪雪、強風などの自然災害による輸送障害のリスクを抱え、安定運行や定時性に度々支障を来しています。
- (4) こうした中、東日本旅客鉄道株式会社では、秋田新幹線の高速化や防災対策の強化等を図るため、赤渕～田沢湖間のトンネル整備事業を計画しており、現在事業化に向け、検討を進めています。
- (5) 昨年度、当県においてトンネル整備に伴う経済波及効果等を推計し、建設による経済波及効果として約1,113億円、供用開始後における当県への入込客は年間約4万人増加し、約6億円の経済波及効果が見込まれるとの結果を得たところです。
- (6) また、当県と岩手県の沿線自治体や経済団体等で構成する「秋田新幹線防災対策トンネル整備促進期成同盟会」においても、要望活動を実施するなど、沿線地域においても機運が高まっており、当事業の早期実現が切望されています。

## 【参考資料】

### 1 秋田新幹線運行概要

|                     |                                             |                                    |
|---------------------|---------------------------------------------|------------------------------------|
| 運 転 区 間             | 東京～秋田間 662. 6km                             | 東京～盛岡間 535. 3km<br>盛岡～秋田間 127. 3km |
| 最 高 速 度             | 東北新幹線区間 320km/h<br>秋田新幹線区間 130km/h          |                                    |
| 所 要 時 間<br>(東京～秋田間) | 最速 3時間37分                                   |                                    |
| 運 転 本 数             | 東京～秋田間 15往復/日<br>仙台～秋田間 1往復/日<br>合 計 16往復/日 |                                    |



秋田新幹線「こまち」

### 2 秋田新幹線トンネル整備構想の概要

|                                                                                                                              |   |                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|----------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・トンネル部の距離は 約 1 5 k m</li> <li>・概算工事費は 約 7 0 0 億円</li> <li>・工期は着工から 約 1 1 年</li> </ul> | ➡ | ◎時間短縮効果 約 7 分の短縮<br>現 在：最速 3 時間37分<br>トンネル整備後：最速 3 時間30分 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|----------------------------------------------------------|



### 3 トンネル整備により見込まれる経済波及効果等

| 主な効果等                     | 内 容                                  |
|---------------------------|--------------------------------------|
| トンネル整備(建設投資)による<br>経済波及効果 | 約1,113億円                             |
| 秋田県への入込客増加による<br>経済波及効果   | 年間 約6億円(約4万人増加)                      |
| 時間短縮による利用者便益              | 年間 約11億円(約7分短縮)                      |
| その他の効果                    | ○防災対策強化による安全性向上<br>○交流人口拡大による地域活性化 等 |

(県担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課)

---

## V-4 奥羽・羽越両新幹線の整備促進について

内閣官房  
財務省大臣官房、主計局  
国土交通省大臣官房、鉄道局

---

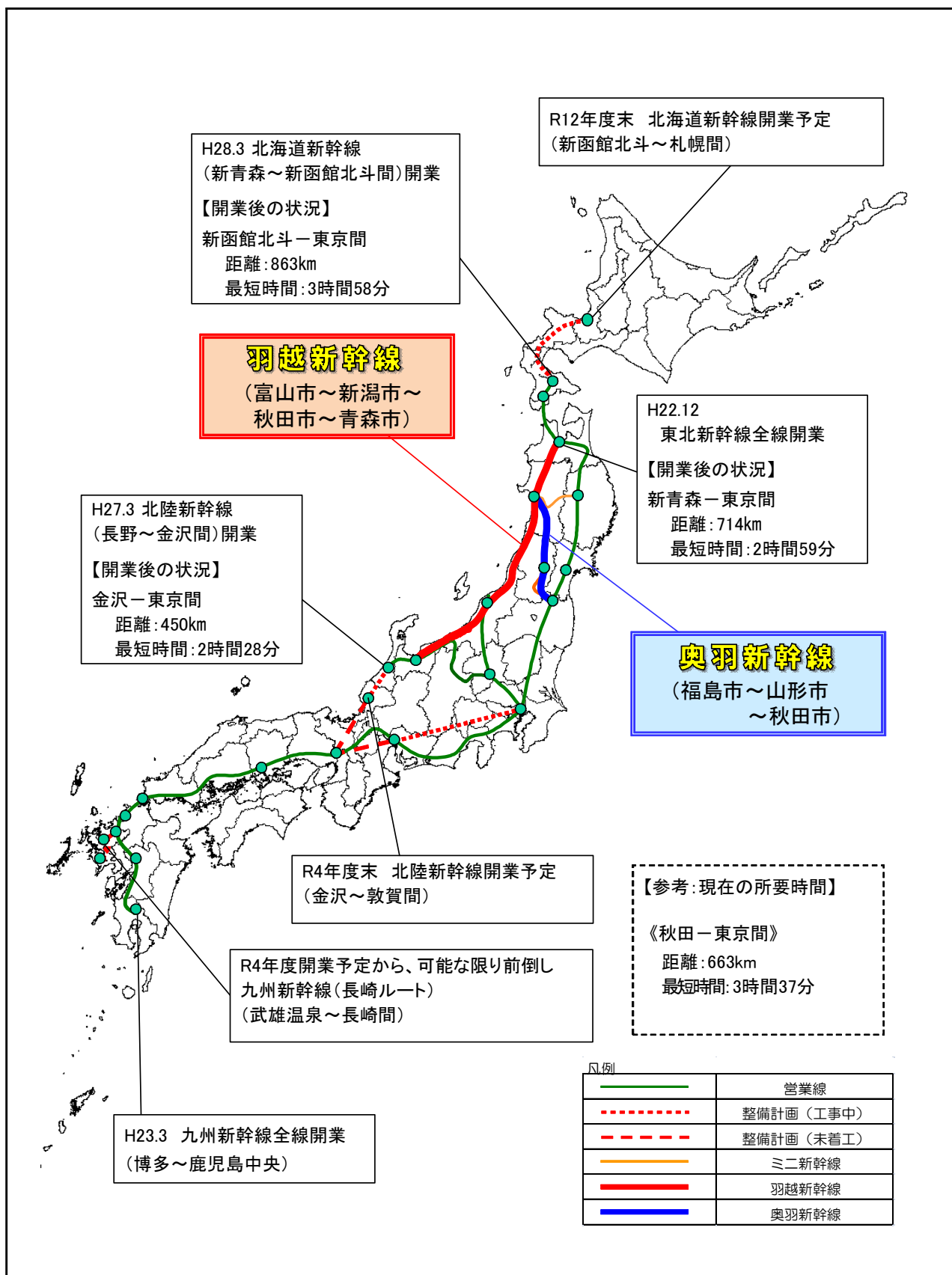
### 【要望の内容】

新幹線は高速交通ネットワークの基軸となるものであり、地方創生や国の活力の向上、災害に強い多軸型の国土形成を進める上で欠かせないものであることから、奥羽・羽越両新幹線について、早期に必要な調査を実施させ、整備計画の決定を行い、整備の促進を図ること。

### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 新幹線の整備は、ビジネス・観光の交流を促進することで、地域の産業や社会に対する大きな効果が期待されるなど、地方創生を実現していく上でも、極めて重要な国家プロジェクトです。
- (2) 昭和47年に基本計画に位置づけられ、翌48年に整備計画が決定された北海道新幹線ほか4路線は、北海道新幹線の新青森－新函館北斗間が平成28年3月に開業し、新函館北斗－札幌間が令和12年度末の開業予定であるなど、整備に一定のめどが立ってきています。
- (3) 一方、奥羽・羽越両新幹線はいまだ、昭和48年に決定された基本計画の段階にとどまっていることから、整備計画の決定に必要な調査が早期に実施されるなど、整備の促進が図られる必要があります。
- (4) 当県では、県、市町村、経済団体等からなる「秋田県奥羽・羽越新幹線整備促進期成同盟会」を中心に、官民一体となって要望活動や啓発活動などを実施しているほか、沿線6県合同のプロジェクトチームにおいて、両新幹線を活用した地域ビジョンの策定や、地域の実情に沿った整備手法について調査・検討を行っています。

【参考資料】



(県担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課)

---

## V-5 第77回冬季国体における新型コロナウイルス感染症対策への支援について（新規）

---

内閣官房

文部科学省大臣官房、スポーツ庁

---

### 【要望の内容】

冬季国体の開催に当たり、選手をはじめとした大会参加者や県民等の安全・安心を確保し、円滑な大会運営を図る必要があることから、新型コロナウイルス感染症対策の専門家による助言・相談体制の整備やPCR検査の実施など、感染症防止対策に関する技術的・財政的支援を講じること。

### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、令和3年2月に鹿角市で行われる第76回冬季国体の開催に向けて、これまで様々な準備を進めてきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、県独自のガイドラインの策定や検温機器の購入など、新たな感染症防止対策を講じる必要があることから、人的負担や財政負担が大きくなっております。
- (2) 史上初の2年連続同一市での開催となる第77回冬季国体において、全国各地から参加する約1,800人もの選手、役員等の感染リスクの更なる低減を図り、より安全・安心な大会にするためには、専門的かつ最新の知見を踏まえた対応や参加都道府県における事前の取組が重要であります。
- (3) このため、感染症の専門家によるアドバイスなどの技術的支援や各都道府県選手団が大会前に行うPCR検査等への財政的支援が必要です。

（県担当課室名 観光文化スポーツ部スポーツ振興課）





---

## V-6 県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進について

### ①高速道路ネットワークの早期完成

---

内閣官房  
国土交通省大臣官房、道路局

---

#### 【要望の内容】

高速道路は、企業立地や観光振興、物流・生活コストの低減など、地域産業や経済発展に大きく寄与することから、早期にネットワークを完成させること。

- (1) 日本海沿岸東北自動車道「二ツ井今泉道路」、「二ツ井白神 I C ~ (仮) 小繋 I C」間、「遊佐象潟道路」及び東北中央自動車道「横堀道路」、「真室川雄勝道路」の整備を促進すること。  
また、「二ツ井白神 I C ~ (仮) 小繋 I C」間のうち、「能代地区線形改良」の開通見通しを早期に公表すること。
- (2) 当県施行の「鷹巣西道路」の全区間について、直轄管理区間に編入し、翔鷹大橋の耐震補強を国で実施すること。
- (3) 県内高速道路における暫定 2 車線区間の 4 車線化を図ること。  
特に、昨年 9 月に優先整備区間として選定された秋田自動車道「北上 J C T ~ 大曲 I C」間について、「湯田 I C ~ 横手 I C」間における事業中区間の整備促進を図るとともに、残る区間を早期に事業化すること。
- (4) 県内高速道路の暫定 2 車線区間において、当面の安全対策として、引き続き、ワイヤーロープ式防護柵等の安全施設を整備すること。

#### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 高速道路の開通により、周辺では企業誘致や観光振興が図られ、地域の活性化を大きく後押ししていることから、事業中区間の早期開通が期待されています。
- (2) 令和 2 年度の開通を目指して重点的に整備を進めている「鷹巣西道路」は、日本海沿岸東北自動車道の一部を形成するため、国が一体的に管理する必要があります。
- (3) 暫定 2 車線区間は、災害・工事等による長時間の全面通行止めや、低速車両の混在による速度低下に加え、路肩排雪作業に伴う通行止めが発生するなどの課題を抱えています。  
特に、秋田・岩手の県境部は、速度低下率が 25 % 以上と高く、さらに、リダンダンシーの確保の面で課題があり、インターチェンジ周辺地域への自動車関連産業などの誘致を進めている中、企業側が求める「定時性の確保」のためにも秋田自動車道「北上 J C T ~ 大曲 I C」間の早期 4 車線化が必要です。
- (4) 高速道路の暫定 2 車線区間の死亡事故率は、4 車線以上区間の約 2 倍であり、対向車線飛び出しによる事故を防止する観点から、ワイヤーロープ式防護柵等を設置し、高速道路の安全性向上を図る必要があります。



## 高速道路開通によるストック効果

・大館市内の工業団地は、開通を見据えた企業進出により、工場の新設・増設等の設備投資が増加するとともに新規雇用も増加。

青森市

八戸市

北上JCT～大曲IC間  
約72km 4車線化を要望  
(R元. 9月 優先整備区間選定)

新設・増設が急増

| 年度  | 新設 (New) | 増設 (Additional) | 合計 (Total) |
|-----|----------|-----------------|------------|
| H23 | 0        | 63              | 63         |
| H24 | 4        | 11              | 67         |
| H25 | 3        | 9               | 70         |
| H26 | 1        | 12              | 71         |
| H27 | 4        | 13              | 75         |
| H28 | 3        | 75              | 75         |
| H29 | 5        | 1               | 80         |
| H30 | 2        | 4               | 82         |
| R1  | 0        | 2               | 82         |

出典：大館市

新規雇用創出  
759人

大館第二工業団地

二井田工業団地

大館工業団地

工業団地拡張地  
面積:約18ha  
H30年度から順次分譲開始

### ▲拡張を続ける大館工業団地、大館第二工業団地

- ・県南地域では、高速道路を活かした輸送効率化により、自動車関連企業の進出が増加。
- ・企業が求める定時性を確保するため、事業中区間の早期整備と暫定2車線区間の4車線化が急務。

自動車部品製造 大橋鉄工秋田(横手市)

## 受注回復、通常稼働に 変速機部品が好調

▲秋田魁新報 (R2.8.8)

国内自動車大手に防音材供給

## イイダ産業 横手に進出

▲秋田魁新報 (R元.7.4)

Legend: 新設 (New), 既設 (Existing)

| 年度  | 新設 | 既設 | 合計 |
|-----|----|----|----|
| H25 | 0  | 7  | 7  |
| H26 | 1  | 8  | 9  |
| H27 | 0  | 8  | 8  |
| H28 | 1  | 9  | 10 |
| H29 | 1  | 10 | 11 |
| H30 | 1  | 11 | 12 |
| R1  | 1  | 12 | 13 |

自動車関連企業の進出が急増

資料：横手市商工観光部

### ▲横手市の工業団地における 自動車関連工場数の推移

## ▲自動車関連工場の進出が進む横手第二工業団地

## ○横手第二工業団地における近年の自動車関連企業の進出状況

- ・ 大橋鉄工秋田株式会社 (H29.2.23竣工)  
主な製造部品：パーキングロッド
- ・ 秋田化学工業株式会社 (H31.3.9竣工)  
県内初となる「防さび電着塗装工場」を建設
- ・ 株式会社アスター (R1.6.11竣工)  
主な製造部品：高効率モーターコイル
- ・ イイダ産業株式会社 (R2.7.3操業)  
(オロテックス秋田株式会社を設立)  
主な製造部品：防音材

(県担当課室名 建設部道路課)

## V-6 県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進について

### ②高速道路を補完する道路網の整備

内閣官房  
国土交通省大臣官房、道路局

#### 【要望の内容】

県全体の活力を維持し、地域として自立していくためには、都市間や観光地間、近隣県等との時間距離を短縮し、地域間の交流を活発化する必要があることから、高速道路を補完する地域高規格道路などの幹線道路網の早期整備を図ること。

(1) 高速道路を補完し地域間を連結する、次の路線を地域高規格道路として整備すること。

① 国道105号「大曲鷹巣道路」や国道101号「西津軽能代沿岸道路」の整備実現に向けた支援を行うこと。  
特に、国道105号「大曲鷹巣道路」の大覚野峠地区は、極めて高度な技術力を要することから、国直轄権限代行により早期に事業化すること。

② 国道46号「盛岡秋田道路（仙北市生保内～卒田間）」について、早期に事業化すること。

(2) 秋田市周辺の交通を円滑化する国道13号「河辺拡幅」など幹線国道の整備促進を図ること。  
また、国道7号「秋田南バイパス」の4車線化延伸と、国道13号「横手北道路」の早期事業化を図ること。

(3) 地域間交流の活発化や交通の円滑化を図る国道107号「本荘道路」、県道西目屋二ツ井線「荷上場バイパス」など、当県が管理する幹線道路の整備に必要な予算を確保し支援すること。  
特に、重要港湾「秋田港」と秋田自動車道「秋田北IC」を結び、物流機能を強化する「秋田港アクセス道路」の重点支援を行うこと。

(4) 「重要物流道路制度」において、事業中区間及び計画区間について、物流ネットワークの機能強化に資する区間の追加指定を行うこと。

#### 【要望の背景や当県の取組】

(1) 国道105号は、内陸部の幹線道路として、県北部と県南部を直結する主要な物流・観光ルートであり、雪崩や地すべりなどの自然災害に強い道路づくりに向けて、防災課題を解消し、災害時等におけるダブルネットワークを構築するため早期整備が必要です。また、秋田市と盛岡市を最短で結ぶ、県央部の「横軸」である国道46号は、急カーブや急勾配箇所が多く、特に冬期積雪時の安全確保が課題となっています。

(2) 国道7号及び13号は、高速道路と相互補完の機能を有し、リダンダンシーを確保する重要路線であることから、事業区間をはじめ慢性的な渋滞や交通事故が多発している区間の早期整備が必要です。

(3) 当県は広大な県土を有しており、地方創生実現のためには、県管理道路の整備を推進し、幹線道路ネットワークの充実を図る必要があります。  
特に、「秋田港アクセス道路」は、「秋田港」を拠点とした県内及び広域背後地域との物流の効率化や、交流人口の拡大を図るため、重点化による早期整備が必要です。

(4) 平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、県内の骨格となる道路を「重要物流道路」として指定し、道路の機能強化を図ることにより、物流拠点へのアクセスを向上させる必要があります。



# 高速道路を補完する道路ネットワーク

## 凡例

高速道路



地域高規格道路



**国道105号「大覚野峠地区」の  
国直轄権限代行による早期事業化を要望**



国道105号「大覚野峠地区」の現道において  
雪崩による通行規制が発生

**国道46号「盛岡秋田道路」  
仙北市生保内～卒田間の早期事業化**



急カーブ・急勾配箇所が多い  
国道46号「仙北市生保内～卒田間」

県道西目屋ニツ井線「荷上場BP」の予算確保

**「秋田港アクセス道路」  
の重点支援を要望**



秋田港と秋田北ICを結ぶ秋田港アクセス道路

国道13号「河辺拡幅」など  
幹線国道の整備促進

国道7号「秋田南バイパス」の4車線化延伸



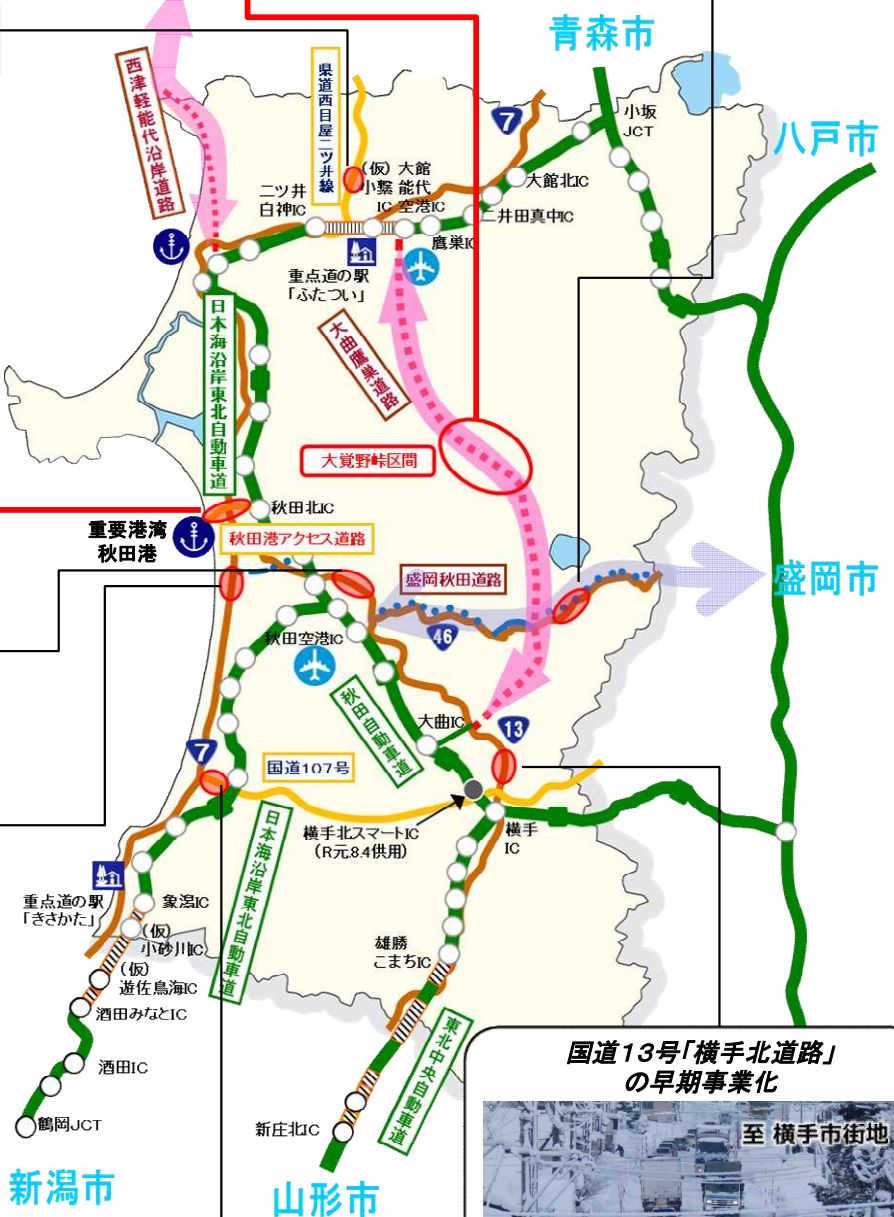
国道107号「本荘道路」の予算確保

「重要物流道路制度」により  
物流ネットワークの  
機能強化・重点支援

**国道13号「横手北道路」  
の早期事業化**



国道13号の冬の混雑状況  
(横手市金沢中野地区)





## VI 誰もが元気で活躍できる健康長寿・地域共生社会

---

## VI-1 医療機関、社会福祉施設等の経営の安定化について (新規)

厚生労働省医政局、健康局、医薬・生活衛生局  
社会・援護局、老健局

---

### 【要望の内容】

新型コロナウイルス感染症の影響下においても、地域の医療や介護・障害サービスを持続的・安定的に提供できるよう、医療機関や社会福祉施設等に対する新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による財政支援や独立行政法人福祉医療機構による無利子・無担保貸付の拡充など、経営安定化に向けた支援の充実を図ること。

### 【要望の背景や当県の実情】

- (1) 国では、9月に新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れた医療機関への経営支援を行うことを決定しましたが、患者を受け入れた医療機関に加え、受け入れていない医療機関でも、外出自粛等による受診控えがあり経営が厳しくなっています。
- (2) 当県においても、一般社団法人秋田県医師会が行った調査によると、今年4月の保険診療収入が前年同期と比較して「減った」という回答が病院・診療所とも8割を超えており、特に診療所では30%以上の減収と回答した施設が14.7%にも上るなど、大きな影響を受けています。
- (3) こうした状況が長期化した場合、新型コロナウイルス感染症の対応のみならず、地域の医療提供体制の確保にも支障を来すおそれがあり、経営安定化のためには国による更なる支援が必要です。
- (4) また、医療機関のほか、薬局や介護・福祉サービス事業所等においても、処方箋受付の減少やサービスの利用控えなどにより経営に深刻な影響が出ているところがあり、早期の支援が求められています。

## 【参考資料】

### 新型コロナウイルス感染症対応下の保険診療の状況等調査

目 的：新型コロナウイルス感染症による医業経営への影響の把握のため

調査者：一般社団法人秋田県医師会

期 間：令和2年6月9日から令和2年6月30日まで

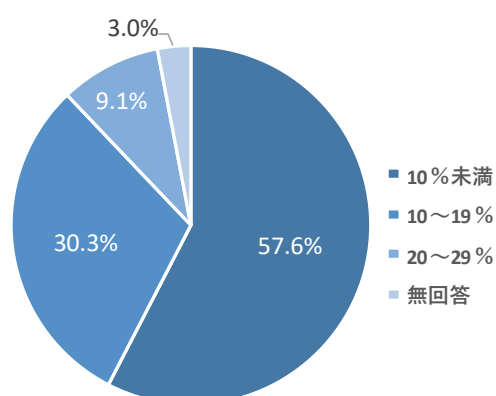
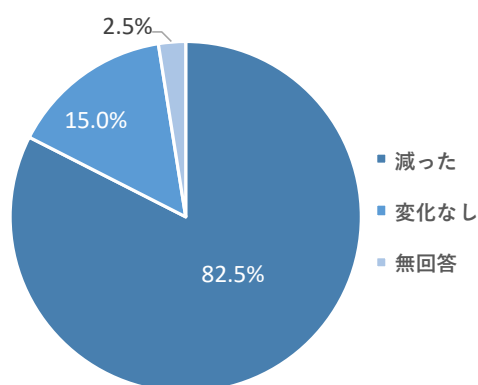
対象者：秋田県医師会員の医療機関（回答数：271件）

内 容：今年4月の保険診療収入を前年同期と比較した場合の増減に関して質問を行った。回答の概要は次のとおり。

- ・病院・診療所とも「減った」という回答が8割を超えた。
- ・減少率を病院・診療所別に見ると、病院では「10%未満」が57.6%と最も多かった。診療所では、「10～19%」が41.3%と最も多く、「30%以上」が14.7%に上っている。
- ・診療所を診療科別に見ると、30%以上の減収と回答した施設は、小児科の約7割、耳鼻咽喉科の5割となっている。

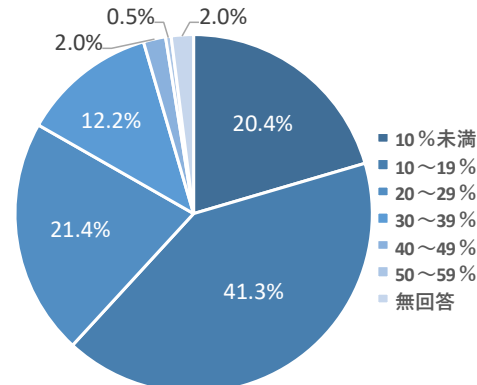
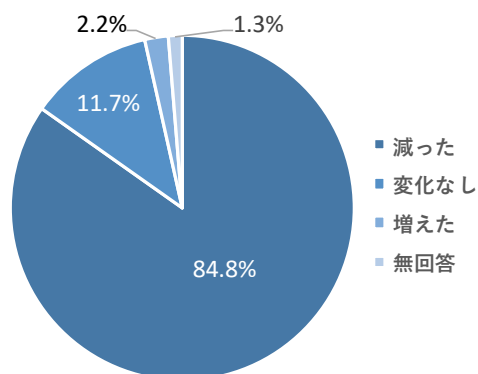
#### ○病院

(1) 保険診療収入の前年同期との比較 (2) 保険診療収入の減少率



#### ○診療所

(1) 保険診療収入の前年同期との比較 (2) 保険診療収入の減少率



(県担当課室名 健康福祉部福祉政策課、医務薬事課)



---

---

## VI-2 高齢者施設の整備に対する助成について（新規）

総務省自治財政局  
厚生労働省老健局

---

---

### 【要望の内容】

台風や豪雨などの自然災害時に危険が想定される高齢者施設の移転改築については、現在地での建替に比べて費用が掛かり増しとなることから、高齢者施設の移転改築に伴い必要となる費用に対する支援を拡充すること。

### 【要望の背景や当県の取組】

（１） 当県では、介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して生活を送ることができるよう、圏域や施設種別のバランスに配慮しながら介護福祉施設等の整備を進めており、施設整備に要する費用について事業者へ助成を行っています。

（２） 平成２８年台風１０号により岩手県岩泉町において河川の氾濫に伴い高齢者グループホームの入所者９名が死亡したほか、令和２年７月豪雨による河川の氾濫で熊本県球磨村の特別養護老人ホームが水没し入所者１４名が死亡するなど、近年高齢者施設において災害により大きな被害が発生しています。

このため、より安全な土地を求めて、現在地や隣接地以外への移転改築を行う事業者もありますが、この場合、用地取得費が必要となるほか固定資産除却損が発生したり、旧施設から新施設への入所者搬送や介護機器設備等の移動経費が必要となるなど、現在地での建替に比べ費用が掛かり増しとなります。

こうしたことから、自然災害発生時に危険が想定される場所に立地する高齢者施設が、より安全な土地へ移転改築する場合に、通常の改築に対する助成に加え、移転に要する経費や建物の処分に係る損失についても助成の対象とする必要があります。

（県担当課室名 健康福祉部長寿社会課）





---

---

## VI-3 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の予算確保について

厚生労働省社会・援護局

---

---

### 【要望の内容】

- (1) 障害者支援施設・事業所等の整備促進に不可欠な社会福祉施設等施設整備費国庫補助金については、障害者の地域移行に必要な基盤整備などに支障を来すことのないよう、十分な予算確保を図ること。
- (2) 障害の重度化や高齢化に伴う支援において、入所施設の果たす役割は依然として大きいことから、既存施設の老朽化対策及び居住環境改善のための支援を行うこと。

### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、障害福祉計画に基づき、障害者の地域移行等を進め、その受け皿となる障害者支援施設・事業所等の計画的な整備を図っているほか、平成29年3月に策定した秋田県国土強靱化地域計画では、社会福祉施設等の耐震化を推進方針に位置付け、喫緊の課題である耐震化等の老朽化対策を促進していくことにしています。
- (2) 施設の老朽化に加え、現行の居室面積基準を満たしていない経過措置適用の障害者支援施設等については、改修のために多額の費用を要することから、入所者の居住環境改善が図られていない状況です。
- (3) 当県は全国一のスピードで高齢化が進んでいることから、障害者の福祉向上を図るとともに、「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点など必要な基盤整備を計画的に推進していく必要があります。

【参考資料】



昭和48年築の福祉サービス事業所。未耐震のため早急な建替が必要。



活動室兼食堂での帰りの会の様子。  
スペースが狭く密集してしまう。



漏水により天井にシミができて  
いる。

(県担当課室名 健康福祉部障害福祉課)



## VII 県土の保全と防災力強化・国土強靱化

---

## VII-1 防災・減災、国土強靱化対策の継続について

財務省大臣官房、主計局

農林水産省大臣官房、農村振興局、林野庁、水産庁

国土交通省大臣官房、総合政策局、不動産・建設経済局、都市局、  
水管理・国土保全局、道路局、住宅局、港湾局、航空局

---

### 【要望の内容】

激甚化する自然災害に備えた事前防災を加速するため、今年度までとなっている「防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策」後も、中長期的な見通しのもと、対象事業の拡大と別枠による必要な予算・財源を安定的に確保し、これまで以上に強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めること。

### 【要望の背景や当県の取組】

- (１) 自然災害が激甚化・頻発化していることに加え、高度成長期以降に整備したインフラが今後一斉に老朽化を迎える中、防災・減災対策を加速させ、ハード・ソフト両面からの取組により、国土強靱化を図ることが喫緊の課題となっています。
- (２) 当県では、「防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策」により、橋梁や下水道等の耐震化、河道内の土砂掘削や幹線道路等における法面対策、農地・農業用施設や山地等の防災・減災対策を集中的に実施していますが、激甚化・頻発化する自然災害への対策としては、十分とは言えないため、インフラ施設等の老朽化対策などの対象事業の拡大が必要なほか、こうした対策を完了するには多くの費用と長い期間を要することから、十分な予算を安定的・継続的な確保と対策期間の中長期化が必要です。



【参考資料】



ため池の改修



海岸施設の高潮・津波対策



治山ダムの計画



道路の法面对策



橋梁の耐震化



河川の土砂掘削

(県担当課室名 総務部総合防災課、  
農林水産部農地整備課、水産漁港課、森林整備課、  
建設部建設政策課、都市計画課、下水道マネジメント推進課、  
道路課、河川砂防課、港湾空港課、建築住宅課)



## VII-2 社会資本の整備等に必要な公共事業予算の確保について

財務省大臣官房、主計局  
国土交通省大臣官房、総合政策局、不動産・建設経済局、都市局、  
水管理・国土保全局、道路局、住宅局、港湾局、航空局

### 【要望の内容】

- (1) 地方創生の実現に不可欠な社会資本の整備や災害に強い県土づくり、インフラの維持管理・更新等を計画的に推進するために必要な予算（社会資本整備総合交付金等）の拡大を図ること。
- (2) 災害対応や除排雪作業、インフラの整備・維持管理の担い手として、地域社会を支える建設産業の維持・活性化や、地域経済の下支えを図るため、当初予算において公共事業関係費を十分かつ持続的に確保すること。
- (3) 激甚化する自然災害に備えた事前防災を加速するため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」後も中長期的な見通しのもと、対象事業の拡大と別枠による必要な予算・財源を安定的に確保し、これまで以上に強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めること。
- (4) 復興庁の設置期限が10年延長される見通しとなったことに伴い、被災地を含めた東北全体の更なる復興を円滑に進めるため、令和3年度以降も復旧・復興関連予算を十分に確保すること。
- (5) 道路除雪業者が安定した経営を維持できるよう、少雪時においても、最低限必要となる機械の固定経費などを保証するための、新たな制度を創設し、必要な予算を確保すること。

### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、地方版総合戦略に基づく様々な施策を展開しているところですが、今般の新型コロナウイルス感染拡大により、大都市部への過度な一極集中のリスク回避や、生産拠点の国内回帰が求められていることから、人や産業の地方分散に不可欠な社会資本の計画的な整備が必要です。
- (2) 今年度の国の公共事業関係費は、約7兆円を確保したものの、通常分としては、いまだピーク時の6割程度（当初予算比）となっているほか、県外や海外からの観光客の回復や、内需拡大が見通せない中においては、地域経済を下支えする公共事業関係費の安定的な確保が急務となっています。
- (3) 3か年緊急対策により、幹線道路等における橋梁の耐震化や法面对策、河道内の土砂掘削等に集中的に取り組んでいますが、頻発化・広域化している自然災害への対策としては十分とは言えないため、インフラ老朽化対策などの対象事業の拡大や対策期間の中長期化など、事前防災型の国土強靱化対策をより強力に推進していく必要があります。
- (4) 復旧・復興関連予算が十分確保されない場合は、通常予算にその影響が及び、被災地のみならず東北地方全体の発展に大きな支障が生じます。
- (5) 昨年度の記録的な少雪により、除雪費用は最も少ない地域で、過去5年平均の4割未満となったほか、作業の低稼働により、業者は収入減となる一方、機械の管理費などの一定の固定経費が掛かるため、経営が圧迫され、道路除雪体制の維持に支障を来すおそれがあることから、当県においても対策を検討しているところですが、国からの十分な支援が必要です。

# ストック効果を発揮し秋田の創生を支える社会基盤

## 地方創生に必要な社会基盤の整備

(県北地区広域汚泥資源化施設)



生活排水処理の広域化・共同化



幹線道路の整備

(鷹巣西道路)

(秋田港・飯島地区)



洋上風力発電に必要な港湾機能の強化

## 公共事業関係費(当初予算)と建設業従事者の確保が必要



日常の道路施設点検

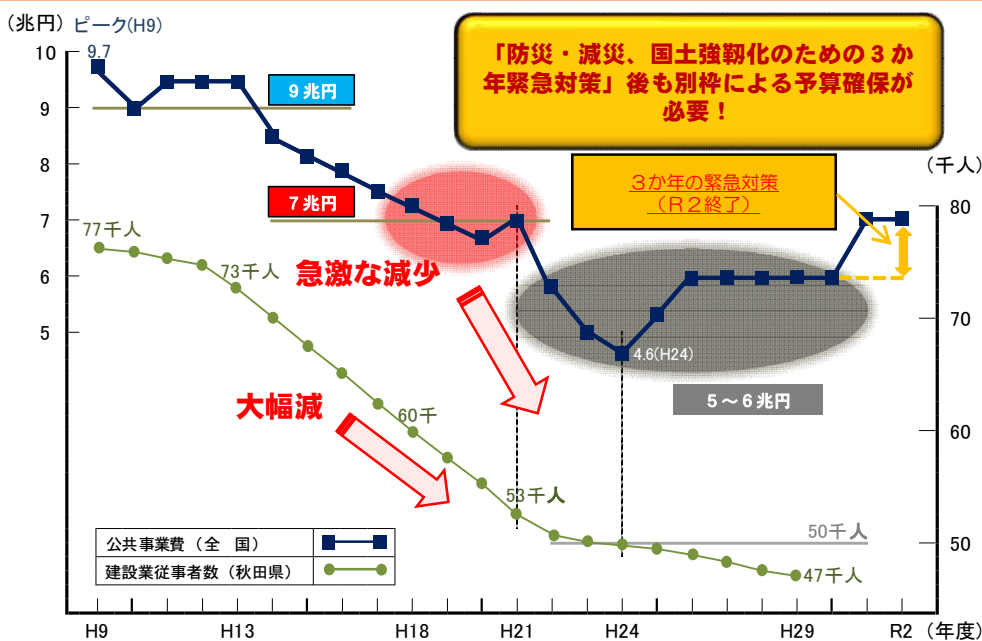


迅速な災害復旧作業

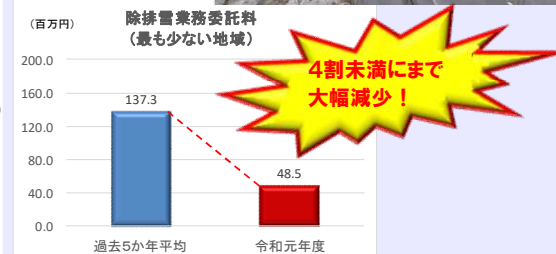
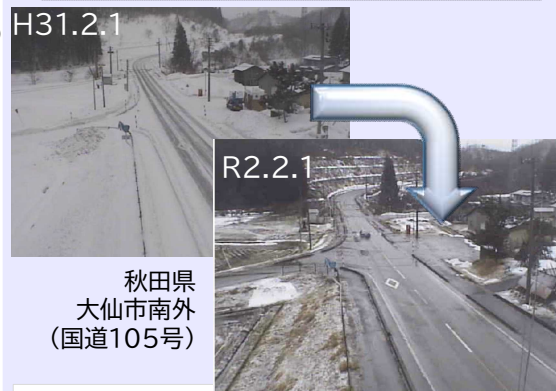


冬季交通確保のための除排雪作業

## 地域を支える建設産業の振興



記録的な少雪により  
除雪業者の経営への影響が懸念



今年度当初予算は、約7兆円の公共事業費を確保したものの、今年度までの「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」等による措置を除くと、例年と同規模(約6兆円)となっている一方で、県内の建設従事者数は5万人を下回っており、依然として減少傾向にあることから、担い手の確保・育成が急務

(県担当課室名 建設部建設政策課、都市計画課、下水道マネジメント推進課、道路課、河川砂防課、港湾空港課、建築住宅課)

## VII-3 県民の生命・財産を守る治水砂防対策の推進について (拡充)

### ①国直轄事業（河川・ダム・砂防）の促進

国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局

#### 【要望の内容】

平成29年及び平成30年に発生した記録的な豪雨により、甚大な洪水被害や土砂災害が発生したことから、支川の背水対策を含めた直轄河川における治水対策及び砂防事業の更なる強化を図ること。また、行政コスト削減に向け、近接している直轄管理ダム及び県管理ダムの一体化した管理体制の構築を図ること。

- (1) 「雄物川」における河川激甚災害対策特別緊急事業の早期完成及び直轄管理河川での治水事業推進に必要な予算の更なる拡大を図ること。
- (2) 「成瀬ダム」の本体工事を促進すること。また「鳥海ダム」の用地取得を進め、早期に本体工事に着手すること。
- (3) 広範囲に及ぶ家屋浸水や冠水による国道13号の全面通行止めが発生した普通河川「古川」の流域における浸水対策について、支援を行うこと。
- (4) 「八幡平山系」に係る直轄砂防事業について、工事の促進を図ること。

- 新 (5) 「玉川ダム」と県管理の「鎧畑ダム」の一体化した管理体制を構築すること。

#### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 雄物川では、平成29年夏の豪雨により一か月余りの間に二度も洪水が発生し、平成30年5月の豪雨でも氾濫していることから、早急な治水対策が必要です。
- (2) 両ダムが建設される地域では、治水上の必要性に加え、水源の確保を求める声が高まっており、ダムの早期完成が強く望まれています。  
また「鳥海ダム」では、令和2年3月に水源地域対策特別措置法（以下「水特法」という。）のダム指定が告示されており、水特法による水源地域整備計画を今年度中に策定予定です。
- (3) 秋田市南部に位置する「古川」の流域において、近年の豪雨により浸水被害が頻発していることから、国・県・市で構成する「治水対策協議会」を設立し、三者の連携による一体的な治水対策を進めています。
- (4) 秋田駒ヶ岳は、約40年周期で噴火活動を繰り返しており、土石流等の土砂災害から、地域住民の生命・財産を守るため、砂防えん堤によるハード対策の促進が必要です。
- (5) 玉川ダムと鎧畑ダムは同一河川上に近接しているため、一体化した管理体制の構築により、行政コスト削減が可能となります。



# 国直轄事業（河川・ダム・砂防）の促進

## H29・H30豪雨における浸水被害状況

### 【H29】

- ・雄物川の氾濫により秋田市、大仙市で被害発生
- ・浸水家屋 **約 700戸**
- ・浸水面積 **約2,000ha**

### 【H30】

- ・雄物川の氾濫により秋田市、大仙市で被害発生
- ・浸水面積 **約 280ha**

### 令和3年度 国による主要事業箇所図



(県担当課室名 建設部河川砂防課)

## VII-3 県民の生命・財産を守る治水砂防対策の推進について (拡充)

### ②河川改修事業及び老朽化対策・土砂災害対策の推進

国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局

#### 【要望の内容】

異常気象による予測困難で経験したことの無い降雨が増大しており、当県においても、甚大な洪水被害や土砂災害から県民の生命・財産を守るため、ハード・ソフト両面からの治水・老朽化・土砂災害防止対策について更なる支援を図ること。

- (1) 従来から、重点的に河川改修事業を実施している「太平川」<sup>たいへいがわ</sup>、「斉内川」<sup>さいないがわ</sup>、「櫛岡川」<sup>くしかがわ</sup>等の治水対策や、長寿命化計画に基づく河川管理施設等の老朽化対策など、これらの推進に必要な予算の更なる拡大を図ること。
- (2) 「水防災意識社会再構築ビジョン」<sup>みず</sup>に基づき、県・市町村等が連携して減災対策を推進するために必要なソフト対策に要する予算について、十分な配慮を図ること。
- (3) 土砂災害防止施設の整備を推進し、要配慮者利用施設や公共施設等を保全するため、ハード対策に要する予算の更なる拡大を図ること。

- 新 (4) 1級水系の補助ダム及び2級水系のダムについても、国の事前放流に伴う損失補填制度の対象とし、必要な予算を確保すること。

#### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」により、集中的に予算が配分され浸水被害対策を実施していますが、これに加え、従来から重点的に整備を進めている河川の治水対策や、河川管理施設等の老朽化対策についても、事業を推進するため十分な予算を継続的に確保する必要があります。
- (2) 洪水被害を踏まえ、迅速かつ確実な避難を可能にするため、水位周知河川の指定を追加していく必要があることから、これを促進するための予算の確保が課題になっています。
- (3) 当県における土砂災害防止施設の整備は、要配慮者利用施設や公共施設等を保全する箇所为重点的に実施しています。  
平成28年度から、北秋田市阿仁小渕地区の地すべり防止対策を実施しており、保全対象には「鉄道」、「一級河川」が含まれていることから、早期に完成を図るためにはハード対策に係る予算の更なる拡大が必要です。
- (4) 事前放流後に水位が回復せず、利水者に特別な負担が生じた場合に対応する損失補填制度は、国交省や水資源機構の管理ダム及び1級水系に設置された利水ダムが対象施設となっていますが、1級水系の補助ダム及び2級水系のダムに係る損失補填に必要な予算の確保が課題になっています。

# 河川改修事業及び老朽化対策・土砂災害対策の推進

## H29・H30豪雨における家屋被害

### 【H29】

- ・4水系25河川で溢水・越水による家屋被害発生
- ・倒壊被害 **35戸** (全壊**3戸**、半壊**32戸**)
- ・浸水被害 **1,185戸** (床上**497戸**、床下**688戸**)

### 【H30】

- ・3水系12河川で溢水による家屋被害発生
- ・浸水被害 **112戸** (床上**41戸**、床下**71戸**)

## 長寿命化計画に基づく老朽化対策

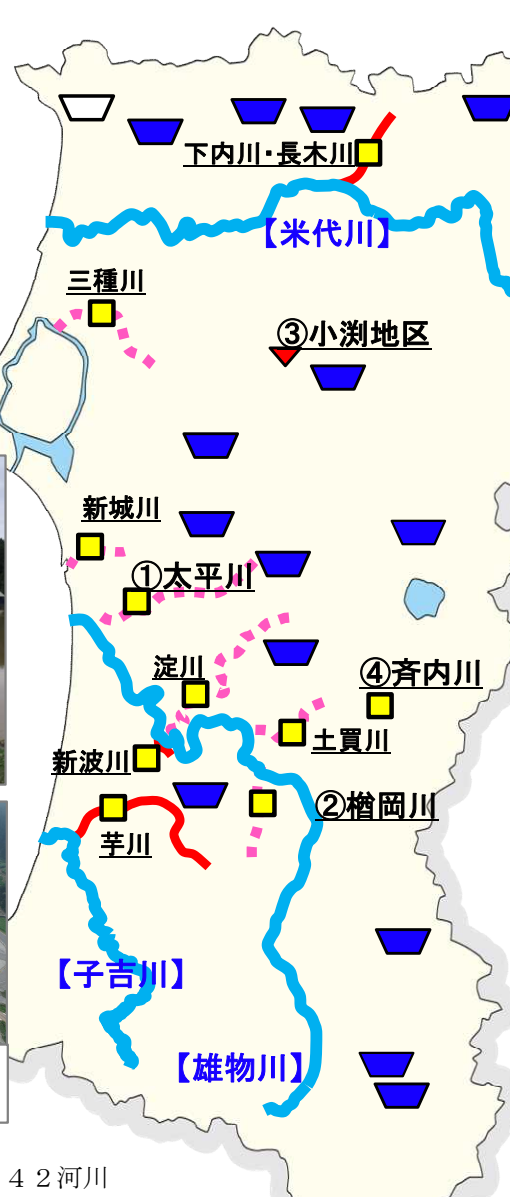
- ・河川管理施設等(樋門・樋管) **1,100基**
- ・河川管理施設等(ダム) **14基**

## 令和3年度 秋田県による主要事業箇所及び補助ダム等位置図

①



②



④



(参考) 秋田県管理河川 342河川

### 凡例

- H29家屋被害発生主要河川
- H29・H30家屋被害発生主要河川
- 補助河川事業
- 補助地すべり事業
- 1級水系補助ダム(14基)
- 2級水系ダム(1基)

(県担当課室名 建設部河川砂防課)

## VIII ICTによる便利な暮らしの実現と地域の活性化



---

## VIII-1 デジタルトランスフォーメーションの加速化について (新規)

内閣官房情報通信技術（ＩＴ）総合戦略室  
総務省総合通信基盤局  
経済産業省商務情報政策局

---

### 【要望の内容】

新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会全体のデジタル化の重要性がこれまで以上に高まっており、国においては「新たな日常」の定着に向けたデジタルトランスフォーメーション（以下、「DX」という。）の推進を加速することとしているが、DXの基盤となる5Gなど高速通信基盤については、「基幹的な公共インフラ」と位置づけ、地域により格差が生じることのないよう国の責任において整備を促進すること。

また、中小企業等がデジタル化に対応し業務の変革が出来るよう、技術的・財政的支援をより一層強化すること。

さらに、地方行政のデジタル化を推進し、将来にわたって安定的な運用を図るため、システム整備及び維持等にかかる財政支援制度を創設するとともに、十分な予算を確保し、地方公共団体の取組を安定的・継続的に支援すること。

### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 国においては、5Gサービスを全国展開することにしてありますが、都市に比べて地方は収益性が低く、整備が遅れることが懸念されます。地方においてもデジタル化の利便性を享受するためには、5Gをはじめとした高速通信基盤を「基幹的な公共インフラ」と位置づけ、国の責任において整備を促進する必要があります。
- (2) 中小企業等においては、デジタル技術の利活用に関するノウハウや環境が整っていない事業者が多く、IoTやAI、ロボット等の新たな技術を導入し、デジタル化による業務の最適化・効率化等を推進するためには、技術的・財政的支援が必要です。
- (3) コロナ禍において、行政のデジタル化の遅れが指摘されたことから、国においては、国や地方公共団体のデジタル化を本格的に推進することにしてありますが、新たな情報システムの構築や既存システムの改修、運用には多額の経費を要することから、安定的・継続的な財政支援が必要です。

(県担当課室名 企画振興部情報企画課、  
産業労働部産業政策課デジタルイノベーション戦略室)